



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	韓国・フィリピン・中国憲法における平和・人権条項比較の第一次作業　ー東アジア・太平洋地域人権憲章作成準備の一資料としてー
Author(s)	深瀬, 忠一; FUKASE, Tadakazu
Citation	北大法学論集, 39(5-6下), 607-657
Issue Date	1989-10-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16667
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(5-6)2_p607-657.pdf



韓国・フィリピン・中国憲法における

平和・人権条項比較の第一次作業

— 東アジア・太平洋地域人権憲章作成準備の一資料として —

深瀬忠一

目次

- 一 まえおき
- 二 東アジア・太平洋地域の諸憲法における人権・平和条項比較の仕方
 - (1) 比較法的・国際法的アプローチについて
 - (2) 韓国・フィリピン・中国の三カ国を選んだ理由と比較憲法的アプローチのあり方について
- 三 韓国・フィリピン・中国憲法における平和・人権条項の比較とその第一次的観察

- (1) 韓国・フィリピン・中国憲法の比較方法について
 (2) 韓・比・中憲法の平和・人権条項の比較と、観察される若干の暫定的帰結
 四 これからの課題

一 まえおき

五十嵐教授は、最近の論考「法系論と日本法」⁽¹⁾のなかで、「東アジア法としての日本法」について考察、「アジア法の多様性」(フィリピン、ベトナム、インドネシア、マレーシア、タイ、スリランカ、インド、パキスタン法)を瞥見し要約、「ここから共通の要素を取り出すことは、現在のところ至難の業である」とし、さらに、日本法と中国法について両者の歴史的関連と決別の背景を考え、現在の中国法に「中国人の伝統が残存する」とされるかぎり、法文化の点ではいぜんとして両者の共通性が問題となりうる」(しかし、五十嵐教授の旅行体験からは「法意識」の点で今日、日中国人の間に「大きな開きがあり」、両者の「共通性を論ずる土壌ができていない」とする。また、「日本法と韓国法・台湾法」について、歴史的に兩國と日本の関連をかえりみ、この兩國とは少なくとも民法に関する限り(そしておそらく他の多くの領域でも)、日本と極めて密接な関係がある。日

本の法と法学が大きな影響があり、日・韓・台湾法との「共通性について相互に語りうる土壌が形成されている。」しかし、それも「東アジア全体から見れば、ごく一部の地域における統一性であり、東アジア法全体の統一性については、なお多くの問題が解決されなければならない」と指摘する。

このような観察は、わが国における比較法学の第一人者の要約として、現状を公正に総括したものといえよう。

比較法の一領域といえる比較憲法学においても、アジアあるいは東アジア比較憲法学の体系的・本格的研究は、未だ発達していない。アジア諸外国憲法の個別的の研究に優れたものがあるが、なお発展途上にあるにとどまる。

国際法学の一領域である国際的人権保障についても、アジアないし東アジアは著るしく遅れている。先進的なヨーロッパ人権機構がすでに三〇余年にわたり着実な実績を積み上げているのに比べてはもちろん、かなりの効果を示しているアメリカ人権機構のような組織も不在であり、また、一八八一年成立の「ア

「フリカ人権憲章」のような国際文書の形成すらなく、その検討がやっと緒についた（民間で）かにみえる状況である。

「アジア・太平洋の時代」などと、経済的ダイナミズムにおいて、過大な期待や自負がみられ、また経済的相互依存が緊密化を進めつつある時代に、当のアジア、東アジア・太平洋地域は、その相互の法と人権と文化（意識）の理解と連帯・協力の法と法学の創造的作業が、世界でもっとも遅れた地域である。

筆者は、日本国憲法の——明治憲法下の人権侵害、アジア・太平洋地域への侵略戦争の深刻な反省に基づく——基本的人権の尊重、国際協調・平和主義の諸原則の総合的研究の結果、一つの帰結として、平和憲法の精神の豊かな具体的展開可能性と課題として、「東アジア・太平洋人権憲章」の形成と適切な実施を考究すべきだと考えるにいたった。それは、平和憲法的「総合平和保障」構想（『基本法試案』第七条）の一環として、有機的関連のなかで構造的に位置づけ関連づけられねばならず、孤立して取扱うことのできないものであるし、また、従来その発想を阻げてきた多くの障害・難点があることも十分考えられねばならない。しかし、平和憲法下に生きている日本国民・憲法学者として、とにかく試みねばならず、また努力に値いする責務ではなからうかと思う。

五十嵐教授は、私の助教授としての北大赴任以来、三〇余年、学問上の大先輩であり優れた大きな兄貴のような方であった。その学恩は、比較法的発想をもつ私にとってはかりしれぬものがあり、稀にみる秀才の頭脳と抜群の記憶力と精力的著作活動を示し、学問の大道を黙々として歩むことを教えて下さった。一九六六年丁・ロベール教授来学に際し、教授がマイ・カー・パブリカを運転して（当時未だ学部的車なし）洞爺湖から登別等を私とともに案内下さった（日仏友好の基となる）等々、温いお心の数々も忘れられない。ここに、急拠作成した資料は、まことに粗笨で、申訳ないものであるが、心からの深い敬意と感謝のしるしとして、学問的に厳しい先生にも、無に比してプラスと受取っていただけないかと願うのみである。また、藪教授にはとくに、その率直竹を割ったようなさわやかさと、善意と人間としての肝つ玉の太さ、大きさに敬愛の意を表することをおゆるしいただきたいと思う。

(1) 五十嵐清、法系論と日本法、法哲学年報一九八六年度『東西法文化』一九八七年、二八一—二二頁。

(2) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、一九八八年九月（第三刷））四四三、四七七—四七八頁。

二 東アジア・太平洋地域諸国の憲法における人権・平和条項の比較のし方

(1) 比較法的、国際法的アプローチについて

旧くは（しかしその古典的価値において今日も新しい根本問題への卓見の多い）、田中耕太郎の『世界法の理論』^{〔1〕}全三卷（一九三〇年）中において、世界法ないし統一法について、比較法学、国際法学が重視されつつ、とくにその私法的側面（したがって国際私法）および商取引法等、脱イデオロギー的で技術的色彩の強い分野について、世界の経済的相互依存と交流協力の進展を背景に具体的な検討がなされ、諸国家（民）の歴史と伝統に根ざし、またはイデオロギー的性格の強い憲法体制（また私法でも家族法の領域）については、本格的な研究は阻げられていた。旧帝国憲法体制下（神權天皇制と「国体」のタブーや統帥権の独立、日本的家族制度等）や当時の世界の現実と国際法の状況からいって、やむをえないところであった。

ところが、第二次大戦後、国際連合憲章、世界人権宣言、国際的人権規約A B、地域的人権保障の成立と機能、および旧植民地の解放と独立と「発展の権利」の生成等、国際的な人権保障の観念と法が著るしく拡大、前進しつつあり、人権意

識のうえで、様々の限界があるとはいえ、世界的に未だ曾てないほどの共通性ないし接近がすすみつつある。最近の田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』（岩波書店、一九八八年）^{〔2〕}が、そのような現代国際的人権法の進歩の趨勢と最新状況を体系的に集成し、きわめて啓発的である。

また、筆者と同様の課題意識のもとアジア・太平洋人権保障組織の創設にむけての、若い国際法学者の研究や民間のイニシヤチブもあらわれはじめた。なかでも、山崎公士・阿部浩己「アジアにおける人権保障機構の構想（一）（二）（三）」^{〔3〕}が最近における注目すべき詳細な研究成果であり、また、国連が主催し一九八二年に実施したコロンボ・セミナーに提出され討議の叩台とされた「アジア・太平洋人権委員会の設置に関する条約案」^{〔4〕}、および、ZOO（非政府機関）の作品として、一九八〇年に設置された「人権および開発に関する南アジア委員会」の基本文書、一九八四年に創設された「アジア人権委員会」の規定が訳出されていて、参考になる。

右研究において、「アジア諸国の人権状況」として、各国の政治状況、人権諸条約への参加状況、および「各国憲法における人権規定」^{〔5〕}について検討し、アジア人権保障機構の可能性をさぐる前提としている。その憲法上の人権規定について、東アジ

ア諸国（日本、韓国、台湾）、ASEAN諸国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、シンガポール）、南アジア諸国（インド、パキスタン、スリランカ、ネパール、モルジブ、バングラデシュ）、社会主義諸国について、ひととおり概観し、「実際の人権状況」についても概観⁶⁾している。

右の国際法的アプローチでは、とくに国際的人権規約を頂点ないし中心に国際的諸人権条約への参加状況を点検し、ヨーロッパ人権機構等地域的人権保障機構を参考にしつつ検討がなされているといえよう。

(2) 比較憲法的アプローチのあり方と韓国・フィリピン・中国を選んだ理由について

これに対し、憲法的アプローチは、未だに本格的な成果を出していないのではなからうか。アジア比較憲法学についても多様なアプローチの仕方があると思われるが、筆者は、一つの新しい視点を定めて検討・試論をすすめたいと考えている。

すなわち、アジア・太平洋地域、これを東アジア地域（日本、中国、台湾、韓国、北朝鮮、ソ連、フィリピン、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ペラウ等）に限定しても、政治（イデオロギー）・経済・社会体制としての東西対立、および経済・技術・生活水準の格差が大きい南北対立がきわめて厳

しく、あまりにも多様（雑多）である。したがって、およそ在来の欧米比較法の図式からいえば、最初から、共通性ないし統一的法ないし権利の構想を断念せざるをえなかった。

しかし、それらの既成観念を白紙にもどして、東アジアの多様な国家体制・経済・民族文化を、この地域に住んで生活し自主的に幸福な人生を全うしようという人、間の住民の集団として、平和のうちに恐怖と欠乏を免かれて生存する人間の権利を確保し、充実発展させようという、新しい視点と次元からみなおしてはどうか。資本主義・対・社会主義、また、先進、中進、発展途上国という区別になお重要な現実的意味があるけれども、絶対的なものではなく、相互依存・尊重・協力関係のなかで、相対化して考えるべきではないか。そのような観点から、次のような問題提起が可能であろう。

東アジア・太平洋地域は、まず、過去において内戦、諸外国列強（わが国を含めた）の干渉、戦争、植民地化によって惨禍を蒙った経験（悔悟と反省）があり、自決の原則に基づき平和的生存と発展の権利を共有したいと希求し、ついで、この地域諸国・諸民族は古くから高度の東洋的・太平洋的精神文化と芸術と独自の風習を維持してきたのであるから、夫々固有の文化を尊重・再発掘し発展させる文化的権利への要求を共有してお

り、かつ海洋、河川、山森、平原、空気等自然環境を清澄に美しく保存することに共通の愛着が強く、さいごに、大国の覇権によって隷従・圧迫を強いられることのない極小民族ないし住民の自治とアイデンティティと尊厳をも平等に尊重することに共通の関心ないし課題があるというべきだろう。そのような特色を生かし、西欧的な合理的、人権保障の精神と技術とを総合する、東アジア・太平洋人権宣言を、同地域の諸国会議で採択し、人権委員会を設立し、情報、調査、啓発、助言、勧告等の任務を与えることが検討されてよいことであろう⁽⁸⁾。

また、人権の保障について、動態的視点を取り、多元的現実のなかにも本質的共通性を区別し、人間・個人の尊厳とその中核となる本質的権利の不可侵性を共通項とし、周辺の具体的な権利のありようについては各国・民族の現実に対応する伸縮をもたせ、かつ、発展途上のレベルから中進さらに発達した国の条件における人権保障の態様を、段階的に柔軟に対応し発展を可能ならしめるよう、配慮できないかと思う。一言にしていえば、東アジア地域的人権保障の柔構造的構想といってもよからう。

さらに、今一つの独自の視点としては、上からの人権保障構想（世界人権宣言ないし国際人権規約A Bを掲げ、演繹的に検

討するの）ではなく（それ自体有益有意義であるが）、下からの、各国住民・民族の「基本的ニーズ」が何か、また少なくとも各国憲法ないし慣行上の人権保障（尊重またはその侵害・抑制）の現状を直視し、検討するところから、帰納的に、右の新しい視点で、国際地域的人権保障のあり方を探っていく方法とはれないものであろうか。

以上のような東アジア比較憲法的アプローチの手はじめとして、本稿では、日本に最も近い隣国であり、夫々、代表的性格があり、かつ一定の資料が入手できる三カ国——韓国、フィリピン、中国——に限定して、まず憲法の条文にあらわれたところから、可能なかぎりの観察と検討を進めてみようと思う。

- (1) 田中耕太郎『世界法の理論』（岩波書店、一九三〇年）。
- (2) そのほか、高野雄一『国際社会における人権』（岩波書店、一九七七年）、同、『教養国際法』（東大出版会、一九八三年）、二一四—二八四頁。ヒロ・ヤマネ「アジアと人権」、ユネスコ『人権と国際法下』（庭野平和財団、一九八四年）、九四九—九七九頁参照。

- (3) 山崎公士・阿部浩己「アジアにおける人権保障機構の構想（一）（二）（三）」香川法学第五巻三号、六巻三号、

七卷一号（一九八五・八七年）所収。

- (4) 山崎公士「アジアにおける地域的人権保障機構に関する基本文書」香川法学第五卷四号（一九八六年）、九一—〇五頁。(3) (4) 等につき、稲正樹助教の教示支援をうけたことを記して謝す。

- (5) 山崎・阿部・前掲(3) 論文、(一)、香川法学五卷三号一三一—一二二頁。

- (6) 同右、三三一—二九頁。

- (7) その一例として、ローレンス・W・ビア編、佐藤功監訳『アジアの憲法制度——アメリカの影響に対するアジア的対応——』（学陽書房、一九八一年、原本は一九七九年。メリランド州立大学から、一九八八年に、ビア教授の新序文付で、リプリント出版）。また、Doré (Francis), *Les régimes politiques en Asie*, P. U. F., Thémis, 1973, 492 p. 「アジアにおける諸政治制度」は、

アジア全体の諸国の比較憲法的概説書として、開拓的な文献。東・南アジアを、イギリスの遺産継承国（インド、パキスタン、バングラデシュ、セイロンないしスリランカ、ビルマ、マレーシア、シンガポール、アフガニスタン、ヒマラヤ諸小国、タイ）、フランス遺産国（ヴェトナ

ム、ラオス、カンボジア）、オランダ遺産国（インドネシア）、アメリカ遺産国（フィリピン）に分類して概観ヨーロッパ旧帝国の学者らしい見方である。「極東の分布」状況を、独裁下の中国大陸、南北朝鮮、日本に分けて解説、最後に国家的統合・連邦制の問題を検討している。わが国、アメリカにも、この種アジア比較憲法学の体系書が無い状況において、本書は概括的とはいえ、一つの試論として貴重な示唆を含む。

なお、第三世界の政治制度につき、Royおよび、Gonidec-Mink文献あり。深瀬・中村、仏公法文献覚え書き、北大法学論集二九卷二号三三三頁、三四卷三・四号、二一七頁参照。

- (8) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、一九八七年）四七八頁。

三 韓国・フィリピン・中国憲法における人権条項の比較とその第一次的考察

(1) 韓国・フィリピン・中国憲法の比較方法について

韓国・フィリピン・中国が、わが国と最も近く、経済等交流

た。

関係も密接で、重要な隣国であることはいうまでもない。そして、韓国を「中進産業国」の代表とみ、フィリピンを「開発途上国」の代表とみ、両国とも資本主義・自由民主主義をひょうぼうしているのに対し、中国をアジアにおける社会主義大国（しかし発展途上国）の代表とみることにさして異論はあるまい。韓・比両国は、最近民主主義的改革ないし革命を実現し、新憲法（比憲法、一九八七年二月一日。韓憲法、一九八七年一〇月二十九日）を制定し、また中国も一九八二年に憲法を改正して近代化路線をかなり開放的に推進しようとし、いずれも東

アジア（世界においてすら）の最もダイナミックな諸国である。

オーソドックスな三国比較憲法研究であれば、夫々の歴史的由来、経済社会・イデオロギー的背景をふまえ、憲法機構・人権保障制度の仕組みと、その現実的機能の実態を（法文化の深層にも立ち入って）実証的に解明し、立体的ないし構造的・機能的な比較によって相互の類似点と相違点を明らかにし、そこから夫々の特徴をきわ立たせ、また共通の動向や教訓や協力可能性を引き出すことになるはずである。本稿では、それを遂行する準備も、資料・文献も無いながら（将来の課題として留保し）、敢て、憲法典の相互比較から一定の成果を出すことができるのではないかと、第一的作業の意義をみ出し

すなわち、これら三国の憲法体制や経済社会の発展段階に根本的ないし重大な相違が存在するにもかかわらず、夫々の基本的人権の保障——権利章典ないし宣言——の具体的なカテゴリーがない内容に、むしろ大きな類似点ないし接近を見出していることに注目した。ただし、重要な相違部分もあり、かつ、その保障ないし尊重の具体的手段・方法において各国別に著しい相違がみられる。

そこで、上述（二（2））の本稿の視点から、まず、憲法典にあらわれた平和および人権保障規定を、具体的・個別的人権にそくして、三国ごとに引用、相互に比較対照するとともに、その保障方法に留意しながら、ひととおり全貌をたどり、観察することにした。なお、絶えず、日本国憲法における平和と人権保障の条項との対比を、配慮する。

注 朝鮮民主共和国については、残念ながら資料不足で、省略。憲法の邦訳については韓国は、「大韓民国憲法、解説」（大韓民国・海外公報館、一九八七年一〇月二十九日）、鈴木敬夫教授の厚意に謝す。フィリピンは、中川剛訳「和訳・フィリピン一九八七年憲法」（広島法学一一巻一号（一九八七年七月）六七—一六頁）、中川教授の恵授と厚意に謝す。中国は、

浅井敦訳、末延・高木・宮沢編『世界憲法集』（岩波文庫、一九八二年）所収による。最近の、樋口陽一、吉田善明編『解説・世界憲法集』（三省堂、一九八八年）にも、韓・中国憲法所収、参照。

(2) 韓・比・中憲法の平和・人権条項の比較と観察される若干の暫定的帰結

A 平和・国際条項（日、前文、九条、九八条。以下見出しのカッコ内は、日本国憲法の条文数を示す）

(a) 条項の比較

韓国憲法（以下（韓）と略）

第一章 総綱

第五条 ① 大韓民國は、国際平和の維持に努め、侵略的戦争を否認する。

② 国軍は、国家の安全保障と国土防衛の神聖なる義務を遂行することを使命とし、その政治的中立性は順守される。

第六条 ① 憲法に基づいて締結・公布された条約と一般的に承認された国際法規は、国内法と同等の効力を有する。

② 外国人は、国際法と条約の定めるところにより、その地位が保障される。

第九条 国家は、伝統文化の継承・発展と民族文化の暢達に

努めなければならない。

第二章 国民の権利と義務

第三十五条 ① すべての国民は、健康かつ快適な環境の下で生活を営む権利を有し、国家と国民は、環境保全のため努力しなければならない。

② 環境権の内容と行使に関しては、法律でこれを定める。

③ 国家は、住宅開発政策などを通じてすべて国民が、快適な住居生活を営み得るように努力しなければならない。

第三十九条 ① すべての国民は、法律の定めるところにより、国防の義務を負う。

② 何人も、兵役義務の履行により、不利益な処遇を受けない。

フィリピン憲法（以下（比）と略）

第二条 諸原理と国策の宣言

諸原理

第二節（戦争放棄） フィリピン国は、国策的手段としての

戦争を放棄し、一般的に確立された国際法規を国法と認め、

平和・対等・公正・自由・協調および諸国民との友好を政

治原理とする。

第三節（文民支配） 軍隊はつねに文民支配のもとに置かれ

る。フィリピン国軍は国民と国家を擁護し、国家主権の保持と国土の保全を目標とする。

第四節〔政府および国民の責任〕 国家政府の主要任務は、

国民の福利の増進と安全の確保にある。国民には国防の責任があり、すべてのフィリピン人は、法の定める基準にしたがい、それぞれ文武の公務に服することを求められる。

第五節〔統治目標〕 平和と秩序の保持、生命自由財産の保護および一般的福祉の発展は、民主主義のもたらす成果を全国民に及ぼすために欠かすことのできないものである。

国策

第七節〔対外政策の基調〕 国の対外政策は、独立を旨として行われなくてはならない。他の諸国との関係においては、

国家主権・国土保全・国家利益および自決の権利に最大の考慮が払われなくてはならない。

第八節〔核兵器からの自由〕 フィリピン国は、国益として、領土内における核兵器からの自由を政策目標とする。

第九節〔生活配慮〕 国は適正かつ活ある社会秩序の実現につとめ、国家の繁栄と独立、国民の貧困からの解放をはからなくてはならない。このために、適正な社会的役務を担い、完全雇用を目指し、生活水準の向上のほかすべての国

民の生活改善を可能とするような政策が採用される。

第一〇節〔社会的正義〕 国は国家発展のあらゆる局面で、社会的正義の実現につとめる。

第一六節〔生態環境権〕 自然と調和した望ましい生態環境に対する国民の権利は保障される。

第一七節〔文化国家の構想〕 愛国と国家独立の意識を涵養するため、社会的進歩に資するため、そして人類の全面的解放発展のために、教育・科学技術・芸術文化・体育は国家目標となる。

第二二節〔文化の多様性〕 国家の統一と発展を損わないかぎり、固有の文化共同体の諸権利は保障される。

第六条 立法部

第二三節 (一) 国会は、両院の合同会議における、それぞれの投票の三分の二の賛成によって、戦争状態の存在を宣言する権限を有する唯一の機関である。

(二)〔国家緊急権〕 戦時もしくは国家緊急事態に際して、国会は法律によって、大統領に対し、一定期間を限り、かつ法律の制約のもとに、宣言された国策遂行のための必要適切な権限を付与することができる。この権限は、国会の決議によって取消されないかぎり、休会によって効力を失う。

第一四条 教育・科学技術・芸術・文化・体育

芸術文化

第一四節（一般目標） 自由な芸術的表現のために、多様性

の結合を原理として、国はフィリピン文化の保全、振興、および活力ある発展を目標とする。

第一五節（国の施策） 文芸は国の支援を受ける。国はまた、

国民の歴史的文化的遺産および資源のほか芸術作品の保存、助成、普及をはかるものとする。

第一六節（文化財保護） 全国の芸術的歴史的遺産は、国民

の文化財である。国はこれを保護し、処分に制限を加える。

第一七節（固有文化圏） 国は固有文化を有する地域団体に

たいし、自己の文化・伝統・制度を維持発展させることを承認し、かつ尊重し保護する。国の政策および計画の形成にあたっては、右の諸権利が考慮されなければならない。

第一八条 経過規定

第二四節（私兵、非正規軍の禁止） 権限ある当局の承認を

受けていない私設軍隊その他の軍団は、解体される。この憲法により認められた国民軍と相容れない民間国防軍等の非正規軍は、解散され、または適宜正規軍に編入される。

第二四節（基地問題） 軍事基地に関するフィリピン共和国

アメリカ合衆国間の協定が一九九一年に失効した後は、外国の軍事基地、軍隊、施設はフィリピン国内では認められない。ただし、上院で承認され、国会の希望で行われた国民投票で過半数により承認されかつ相手国でも条約としての扱いを受ける条約による場合はこの限りでない。

中国憲法（以下（中）と略）

序言

1項 中国は、世界でも最もふるい歴史をもつ国家の一つである。中国の諸民族人民は、輝かしい文化を共同で作り上げており、また、栄えある革命の伝統をもっている。

6項 中国人民および中国人民解放軍は、帝国主義と覇権主義の侵略、破壊および武力挑発に打ち勝ち、国家独立と安全を守り、国防を強化した。……

12項 中国の革命と建設の成果は、世界人民の支持と切り離すことができない。中国の前途は世界の前途と緊密につながっている。中国は、独立自主の对外政策を堅持し、主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠および平和共存という五原則を堅持して、諸国家との外交関係および経済・文化交流を発展させる。また、反帝国主義、反覇権主義および反植民地主義を堅持し、世界

諸国人民との団結を強化し、被抑圧民族および発展途上国による民族独立の獲得・維持および民族経済発展のための正義の闘争を支持して、世界平和を確保し人類の進歩を促進するために努力する。

第一章 総綱

第二九条 中華人民共和国の武装力は、人民に属する。その任務は、国防を強固にし、侵略に抵抗し、祖国を防衛し、人民の平和な労働を保障し、国家建設の事業に参加し、人民への奉仕に努めることである。

国家は、武装力の革命化、現代化および正規化を強力に推進し、国防力を増強する。

第二二条 国家は、人民に奉仕し社会主義に奉仕する文学・芸術、新聞・ラジオ・テレビ、出版・発行、図書館・博物館・文化館およびその他の文化事業を振興して、大衆的文化活動を繰りひろげる。

国家は、名所・旧跡、貴重な文化財およびその他の重要な歴史的文化遺産を保護する。

第二四条 国家は、理想教育、道德教育、文化教育ならびに規律および法律教育の普及を通じて、また、都市と農村とを問わず諸分野の大衆のあいだで各種の守則・公約を

制定、実行することにより、社会主義的精神文明の建設を強化する。

国家は、祖国を愛し、人民を愛し、労働を愛し、科学を愛し、社会主義を愛するという社会の公德を提唱し、人民のあいだで愛国主義、集団主義、国際主義および共産主義の教育を進め、弁証法的唯物論と史的唯物論の教育を行い、資本主義的、封建主義的およびその他腐敗した思想に反対する。

第二六条 国家は、生活環境および生態環境を保護および改善し、汚染その他の公害を防止する。

国家は、植樹・造林を組織および奨励し、樹林・森林を保護する。

第二章 国民の権利・義務

第一八条 中華人民共和国は、外国の企業その他の経済組織または個人が、中華人民共和国の法律の定めるところにより、中国で投資し、その他中国の企業またはその他の経済組織と各種形態の経済的協力を行うことを許可する。

中国領域内の外国企業その他の外国経済組織および中外合資経営企業は、すべて中華人民共和国の法律を遵守しなければならない。これらの合法的な権利および利益は、中

華人民共和国の法律の保護を受ける。

第三二条 中華人民共和国は、中国の領域内にある外国人の合法的な権利および利益を保護する。中国の領域内にある外国人は、中華人民共和国の法律を遵守しなければならない。

中華人民共和国は、政治上の原因によって避難することを求める外国人に対し、庇護を受ける権利を与えることができる。

第五二条 中華人民共和国公民は、国家の統一および全国諸民族の団結を維持する義務を負う。

第五三条 中華人民共和国公民は、憲法および法律を遵守し、国家の機密を保守し、公共財産を大切にし、労働規律を遵守し、公共の秩序を守り、社会の公德を尊重しなければならない。

第五四条 中華人民共和国公民は、祖国の安全、榮譽および利益を擁護する義務を負い、祖国の安全、榮譽および利益を損なう行為をしてはならない。

第五五条 祖国を防衛し、侵略に抵抗することは、中華人民共和国のすべての公民の神聖な責務である。

法律に従って兵役に服し、民兵組織に参加することは、

中華人民共和国公民の光榮ある義務である。

(b) 觀察

平和・国際条項^①について、(韓) 侵略戦争否認、(比) 不戦条約憲法条項化に非核条項が追加され、(中) 非同盟型のうち「平和五原則」が明確に序言12項に宣示されている(しかし軍縮条項はない)。これらに、(日) 一切の戦争放棄、無軍備平和主義のような規定はみられず、国防義務がひとしく明記されている。いずれも、侵略戦争否認、覇権主義の否認において強硬であり、先進ヨーロッパ憲法(仏、西独、伊、北欧等)のような「主権制限」規定はみられず、国家主権の尊重が強調されている。日本国民としては、戦前の侵略戦争植民地化への徹底した自己批判と反省、新生によるつぐないの精神が必須の前提である。さらに、いずれの国においても、伝統的ないし固有の文化の尊重および環境権が重視尊重されていることが注目される。

注(1) 拙著『戦争放棄と平和的生存権』一五〇～二六三頁の平和条項の諸類型参照。

B 人権条項

a 個人の尊厳・尊重、人権の本質(日、一一・一二・一三、

(韓)

資 第二〇条 第二章 国民の権利と義務

すべて国民は、人間としての尊厳と価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国家は、個人の有する不可侵の基本的人權を確認するとともに、これを保障する義務を負う。

第一七条

すべて国民は、私生活の秘密と自由を侵害されない。

第三七条

① 国民の自由と権利は、憲法に列挙されていないという理由の下に軽視されることはない。

② 国民のすべての自由と権利は、国家の安全保障・秩序維持または公共福利のため必要な場合に限り、法律により制限し得るとともに、制限する場合も、自由と権利の本質的内容を侵害することはできない。

(比)

〔人間の尊厳〕 二条 国家

第一一節 国はすべての人間の尊厳を価値として認め、人間としての権利に最大の敬意が払われることを保障する。

〈公民の基本的権利および義務〉

(中)

第三八条 中華人民共和国公民の人格の尊厳は、侵されない。いかなる方法にせよ、公民を侮辱、誹謗または誣告陷害することは、これを禁止する。

第五一条 中華人民共和国公民は、その自由および権利を行使するに当たって、国家、社会および集団の利益その他公民の合法的な自由および権利を損ねてはならない。

〔觀察〕

韓・比においては、日と同様個人の尊厳が、人權尊重の基盤となる一般的原則として明記されている（自然權的思想が背後にあるといえようか）。これに対し、中においては、「人格の尊厳」の不可侵を規定している。名譽權との関連と、限定的ニュアンスがうかがわれるが、その含意するところに一般性も示唆されている。

b 法の下平等 八日、一四条

(韓)

第一一条

① すべての国民は、法の下に平等である。何人も性別・宗教または社会的身分によって、政治的・経済的・社会的・文化的生活のすべての領域において差別を受けない。

② 社会的特殊階級の制度は認められないうえ、いかなる形態であれ、これを創設することはできない。

③ 勲章などの栄典は、これを受けた者に限りその効力を有し、いかなる特権もこれに伴わない。

(比)

〈第三条 権利章典〉

一節：何人も、法の下の平等の保護を拒まれない。

(中)

〈序言一一項〉

中華人民共和国は、全国の諸民族人民が共同で作り上げた統一した多民族国家である。平等、団結および相互援助の社会主義的民族関係はすでに確立しており、引き続き強化されるであろう。民族の団結を守る闘争の中では、大民族主義、主として大漢族主義に反対し、また地方民族主義にも反対しなければならない。国家は全力を尽して、全国諸民族の共同の繁栄を促進する。

〈第一章 総綱〉

第四条 中華人民共和国の諸民族は、一律に平等である。国家は、すべての少数民族の合法的な権利および利益を保障し、民族間の平等、団結および相互援助の関係を維持、発

展させる。いずれの民族に対する差別と抑圧も禁止し、民族の団結を破壊し、または民族の分裂を引き起こす行為は、これを禁止する。

国家は、それぞれの少数民族の特徴および必要にもとづき、少数民族地区の経済および文化の発展が速まるように援助する。

少数民族の集居している地域では、区域自治を実施し、自治機関が設置されて、自治権を行使する。いずれの民族自治地域も、すべて中華人民共和国の切り離すことのない一部である。

いずれの民族も、自己の言語・文字を使用し発展させる自由を有し、自己の風俗習慣を保持または改革する自由を有する。

第五条 国家は、社会主義的法秩序の統一と尊厳を守る。

すべての法律、行政法規および地方的法規は、憲法に抵触してはならない。

すべての国家機関、武装力、政党、社会团体および企業・事業体は、憲法および法律を遵守しなければならない。憲法および法律に違反する一切の行為に対しては、その責任を追及しなければならない。

いかなる組織または個人も、憲法および法律に優越した特権をもつことはできない。

第二章 公民の基本的権利および義務

第三三条 すべての中華人民共和国国籍を有する者は、中華人民共和国公民である。

中華人民共和国公民は、法律の前に一律に平等である。いかなる公民も、憲法および法律の定める義務を享有し、また憲法および法律の定める義務を履行しなければならぬ。

第五〇条 中華人民共和国は、華僑の正当な権利および利益を保護し、帰国華僑および国内に居住する華僑の家族の合法的な権利および利益を保護する。

〔觀察〕

法の下の平等について、韓・比・日・中に抽象的には共通性が見られるが、中国が多民族国家として格別に詳細な規定をもつ。

c 国籍（日一〇条）

（韓）

第二条 〈総綱〉

①大 韓民國の国民たる要件は、法律でこれを定める。

② 国家は法律の定めるところにより、在外国民を保護する義務を負う。

（比）

第四条 国籍

〔国民の要件〕

第一節 つぎの各号の一に該当する者は、フィリピン国籍を有するものとす。

- (1) この憲法制定のときにフィリピン国籍を有する者
- (2) 父または母がフィリピン国籍を有する者
- (3) 一九七三年一月一七日以前に、フィリピン国籍を有する母から生まれ、成年に達したときにフィリピン国籍を選択した者、および
- (4) 法律の定めるところにより帰化した者

〔出生による国籍取得〕

第二節 出生によるフィリピン国民とは、出生のみの事実により、国籍取得・追完のいかなる行為も要することなく、フィリピン国籍を有する者をいう。第一節三号によりフィリピン国籍を取得した者は、出生による国籍取得者とみなされる。

〔国籍離脱の自由〕

第三節 フィリピン国籍は、法律の定めるところにより離脱

または再取得することができる。

〔国際結婚による国籍の得喪〕

第四節 外国人と結婚したフィリピン国民は、法律の定める自己の行為もしくは不行為によって放棄したものとみなされないかぎり、フィリピン国籍を有する。

〔二重国籍〕

第五節 二重国籍者は国家利益を理するものであり、法律によつて処断される。

d 宗教の自由（日、一九・二〇条）

（韓）

第二〇条

① すべて国民は、宗教の自由を有する。

② 国教は認められず、宗教と政治は、分離される。

第十九条 すべて国民は、良心の自由を有する。

（比）

〈第二条 諸原理〉

第六節 政教分離の原則は、犯すべからざるものとする。

ただし、前文に、「全能の神の佑助を祈願し」という宣言がある。

〈第三条〉

第五節 国教を定め、あるいは宗教活動の自由を奪う法律は、制定されてはならない。信仰の宣言や礼拝の自由は、なんらの差別・優劣を設けられることなく、永久に認められる。公民権または政治上の権利の行使については、宗教上の審査が必要とされることはない。

〈第六条 立法部 二九節〉

（二）〔公金支出の制限〕 公金または公の財産は、いかなる宗派、教会、教団、宗派団体、もしくは宗教上の組織、さらにはそのいかなる聖職者の、使用、便益、維持のためにも、直接間接を問わず、支出、利用、または支払いにあてられてはならない。ただしこれらの聖職者が、軍隊、刑罰施設、孤児院もしくはらい療養所に配属されたときはこのかぎりではない。

〈第七条 執行部〉

第五節 〔宣誓の義務〕 その就任に先だち、大統領、副大統領または大統領代行は、つぎのような宣誓もしくは誓約をしなければならない。

「私は誠実に、かつ良心にしたがい、フィリピンの大統領（または副大統領、または大統領代行）としての義務を果た

し、憲法を保持しかつ擁護し、法律を実施し、すべての人に正義を行い、自己を国家への奉仕に捧げること、ここに厳粛に宣誓（誓約）する。神の援助あらんことを。」（誓約の場合、最後の文は省略される。）

（中）

第三六条 中華人民共和国公民は、宗教信仰の自由を有する。

いかなる国家機関、社会団体または個人も、公民に宗教の信仰または不信仰を強制してはならず、宗教を信仰する公民と宗教を信仰しない公民とを差別してはならない。

国家は、正常な宗教活動を保護する。何人も、宗教を利用して、社会秩序を破壊し、公民の身体・健康を損ない、あるいは国家の教育制度を妨害する活動を行ってはならない。

宗教団体および宗教事務は、外国勢力の支配を受けない。

〔觀察〕

韓・比・日憲法は政教分離を明記。韓・日は、良心の自由を明示。中は、国家と宗教との相互関係につき、具体的に規定。

外国勢力の支配を排除。

e 通信の秘密

（韓）

第一八条

すべて国民は、通信の秘密を侵害されない。

（比）〈第三条〉

第三節（一）通信の秘密は、裁判所の適法な命令によるか、法律の定めるところにより公共の安全秩序の維持のために必要とされる場合でなければ、侵されない。

（二）前項に違反して収集された証拠は、いかなる目的のためにも、いかなる手続においても用いてはならない。

（中）

第四〇条 中華人民共和国公民の通信の自由および通信の秘密は、法律の保護を受ける。国家の安全または刑事犯罪捜査の必要上、公安機関または検察機関が法律の定める手続に従って通信の検査を行う場合を除き、いかなる組織または個人であれ、その理由を問わず、公民の通信の自由および通信の秘密を侵害することはできない。

〔觀察〕

韓が、一般的に保障を規定、一七条の私生活の保障と関連して注目される。日の、一般的・絶体的保障との異同が問題。比・中における公安上の必要による侵害の明記が問題。

f 言論・出版、集会・結社の自由（日、二一条）

(韓)

「自由民主的基本秩序」の確保につき、前文で宣言。

第四条〈総綱〉

大韓民國は、統一を指向し、自由民主的基本秩序に立脚した平和的統一政策を樹立し、これを推進する。

第八条

① 政党の設立は自由であり、複数政党制は保障される。

② 政党は、その目的・組織と活動が民主的であるべきであり、国民の政治的意思形成に参与するうえで必要な組織を有しなければならない。

③ 政党は、法律の定めるところにより、国家の保護を受け、国家は法律の定めるところにより、政党運営に必要な資金を補助することができる。

④ 政党の目的や活動が、民主的基本秩序に違背する際には、政府は、憲法裁判所にその解散を提訴することができ、政党は、憲法裁判所の審判により解散される。

第二一条 〈權利・義務〉

① すべて国民は、言論・出版の自由と集会・結社の自由を有する。

② 言論・出版に対する許可や検閲と、集会・結社に対する

許可は、これを認めない。

③ 通信・放送の施設基準と、新聞の機能を保障するために必要な事項は、法律でこれを定める。

④ 言論・出版は、他人の名誉や権利または公衆道徳や社会倫理を侵害してはならない。言論・出版が、他人の名誉や権利を侵害した場合には、被害者は、これに対する被害の賠償を請求することができる。

(比)

〈第二条 国策〉

第二三節〔任意的公共団体〕 国民全体の利益に資するものとして、非政府的かつコミュニティもしくは地域を単位とする諸団体の設置と活動が奨励される。

第二四節〔情報・伝達〕 国家建設における情報および伝達の重要な機能が認識されなくてはならない。

第二八節〔情報公開〕 法律に示された合理的基準に基き、国は公益に関わりのある一切の業務を公開する政策を追求する。

〈第三条 権利章典〉

第四節〔表現・出版・集会・請願の権利自由〕 言論・表現・出版の自由、または国民が平穏に集会し、苦情の救済に関

し政府に請願する権利を奪う法律を通過させてはならない。

〈第三条〉

第七節〔政府情報の公開〕 一般的関心の対象となる情報に対する国民の権利は尊重される。政策形成の基礎となった公の記録、事務書類、論説類で公の行為、措置、決定にかかわるもの、および政府による研究資料は、法律による制限のもとに国民の閲覧に供せられなくてはならない。

第八節〔結社の権利〕 法律に違反しない目的のための結社の権利は奪われない。

(中)

第三五条 中華人民共和国公民は、言論、出版、集会、結社、行進および示威の自由を有する。

序言

2項 中国における新民主主義革命の勝利と社会主義事業の成果は、いずれも、中国共産党に指導された中国の諸民族人民が、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の導きのもとに、真理を堅持し、誤りを是正し、多くの困難と障害に打ち勝って獲得したものである。国家の今後の基本的任務は、全力をあげて社会主義的現代化の建設を進めることで

ある。中国の諸民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下に、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想に導かれて、人民民主主義独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、社会主義の諸制度を絶えず改善し、社会主義的民主主義を発展させ、社会主義的法秩序を健全化し、自力更生、刻苦奮闘につとめて、工業、農業、国防および科学技術の現代化を一步一步実現し、わが国を高度の文明と高度の民主をそなえた社会主義国家に築き上げてゆくであらう。

8項 わが国では、搾取階級は、階級としてはすでに消滅したが、なお一定の範囲で階級闘争が長期にわたり存在する。中国人民は、わが国の社会主義制度を敵視し破壊する国内外の敵対勢力および敵対分子と闘争しなければならない。

10項 社会主義の建設という大きな仕事は、労働者、農民および知識分子に依拠し、結果可能なすべての力を結集しなければならない。長期にわたる革命と建設の過程で、中国共産党が指導し、民主的諸党派および人民諸団体の参加する、社会主義的勤労者、ならびに社会主義を支持し、あるいは祖国の統一を支持する愛国者のすべてを一つにまとめた広範な愛国統一戦線が、すでに結成されている。この統一戦線は、引き続き強固となり、発展するであらう。中国

人民政治協商會議は広範な代表性をもつ統一戦線の組織として、これまで重要な歴史的役割を果たしてきたが、今後、国家の政治生活、社会生活および対外友好活動において、また社会主義的現代化の建設を進め、国家の統一と団結を守る闘いにおいて、さらにその重要な役割を発揮するであろう。

〈第一章 総綱〉

第一条 中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労働同盟を基礎とした人民民主主義独裁の社会主義国家である。

社会主義制度は、中華人民共和国の基本となる制度である。いかなる組織または個人による社会主義制度の破壊も、これを禁止する。

〔観察〕

韓の言論出版に対する許可・検閲の禁止、集会・結社に対する許可の否認は、日二二条二項に近いといえようが、西ドイツ流の政党条項による政党の保護と規制がある。比の情報公開が、法律の制限下においてではあれ、明示されていることは、注目される。

中の規定は一般的・抽象的であり、ソ連憲法のような具体的保障（規制）規定ではない。憲法序言において、中国共産党の

指導的地位と役割が明確であり、西欧的多党制の保障はない。また総綱冒頭に、人民民主主義独裁の社会主義制度の厳しい枠組がある。今年六月の「民主化運動」への血の弾圧の根拠。

8 教育を受ける権利、学問の自由、大学の自律性、文化にかなる権利（日二六、二三条）

（韓）

第三十一条

① すべて国民は、能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育と法律で定める教育を受けさせる義務を負う。

③ 義務教育は、これを無償とする。

④ 教育の自主性・専門性・政治的中立性および大学の自律性は、法律の定めるところにより、これを保障する。

⑤ 国家は、平生教育を振興しなければならない。

⑥ 学校教育および平生教育を含めた教育制度とその運営、教育財政および教員の地位に関する基本的事項は、法律でこれを定める。

〈第一章 総綱〉

第九条、一〇条は、伝統文化の継承・発展と民族文化の

暢達に務めなければならない。

第二二条

① すべて国民は、学問と芸術の自由を有する。

② 著作者・発明家・科学技術者と芸術家の権利は、法律によりこれを保護する。

第一二七条〔第九章経済のなかに、科学技術による経済発展〕

(比)

第一四条 教育・科学技術・芸術・文化・体育教育

第一節〔教育を受ける権利と機会〕 国は、国民がひとしく、全段階にわたって良質の教育を受ける権利を保障し、その機会を提供する。

第二節〔国の権能〕 国は以下の権能を行使する。

(一) 人民と社会の必要に応える教育体系の完成と適正化ならびに総合化を実現し、擁護保全する。

(二) 小学校中高等学校教育の無償を実現し維持する。児童の教育に関する両親の自然権を損なうことなく、小学校教育を、学齢に達した児童への義務教育とする。

(三) 公立学校私立学校を問わず、またとくに低所得者層にたいし、給費、貸与、補助金その他の奨学制度を、能力ある

学生の利用に供する。

(四) とくに地域社会の需要に応えるため、自由で独創的な、また地方色のある学習制度、および独学者のための完結した校外学習計画を推進する。

(五) 成人、身体障害者、非就学青少年に、市民教育および職業訓練の機会を与える。

第三節〔教育の内容〕

(一) すべての教育施設は、憲法教育を課程のなかに加えなければならない。

(二) 教育においては、愛国心と国家の自立が教えられ、人間愛と人権の尊重が涵養され、国の歴史的発展における国民的英雄の役割が認識され、国民の権利と義務が知らされ、倫理的精神的価値が強化され、人格の形成と訓練が行われ、批判的創造的思考が助成され、科学技術の知識が拡大され、さらには職業的技能が進展させられなくてはならない。

(三) 親または後見人の文書による選択に基いて、公立の小学校中高等学校における正規の授業時間内で、児童もしくは被後見人に宗教教育を行うことが認められる。教師は、児童もしくは被後見人の属する宗教の団体から公認されていなくてはならない。宗教教育のために政府が特別の費用を徴収することはない。

第四節〔教育施設への規制と優遇〕 (一) 国は、教育体系に

おける公私の諸団体の補完的役割を認め、合理的な範囲で一切の教育施設の監督と規制を行う。

(二) 宗教的集団および伝道会議によつて設立される場合を除き、教育施設は、フィリピン国民もしくは、資本の六〇パーセント以上がフィリピン国民に所有される法人もしくは協会に属するものでなくてはならない。国会は、一切の教育施設に、公平の観点からフィリピン人の参画を要求することができるものとする。

教育施設の規制と管理は、フィリピン国民に属するものとする。

外国人専用の学校を設立することは許されない。また学校において、外国人が在学者の三分の一を越えることがあつてはならない。ただし本項は、外国の外交官子弟のため設立されたもの、および法律に別段の定めがないかぎり、外国人の一時居住者には適用されない。

(三) 直接、具体的な教育目的にのみ利用される非営利的教育施設の収入財産は税を免除される。そのような教育施設が法人としての存在を失うとき、財産は法律にしたがつて処分される。

財産としての教育施設も、共有の場合を含めて、配当の制限や再投資の規制など法律による制限のもとで税を免除される。

(四) 直接に具体的な教育目的にのみ使用される一切の拠出金・寄付金は、法律による条件のもとに、税を免除される。

第五節〔国の責務〕 (一) 国は地域の需要と諸条件を考慮して、教育体系および計画を展開しなければならない。

(二) 学問の自由は、一切の高等教育機関において保障される。

(三) 公平かつ合理的な入学許可および成績評価のもとで、国民は職業および学業を選択する権利を有する。

(四) 国は、教師の昇任の権利を尊重する。非教育職研究者および非学術専門家も同様に国により保護される。

(五) 国は教育予算に第一順位を与え、充分な報酬と職業的満足を確保することによつて、教職にすぐれた人材を集めることを目標とする。

言語

第六節〔国語〕 フィリピンの国語はフィリピンとする。これは現在のフィリピンその他の言語を基礎としてさらに発展させられなくてはならない。

国会が認める法律の規定にしたがい、政府はフィリピン

の使用を公用語および学校教育用語とするための政策を実施しなければならない。

第七節〔併用言語〕 意思の伝達および教示のため、フィリピンの公用語は、フィリピンと、法律によって特に規定されるまでのあいだ、英語とする。

地域の言語は、地域における準公用語であり、教示のための補助手段として認められる。

スペイン語およびアラビア語は、自発的な選択を基本として助成される。

第八節〔憲法に使用される言語〕 この憲法はフィリピンおよび英語で制定され、主要な地域言語およびアラビア語、スペイン語に翻訳される。

第九節〔国語委員会〕 国会は各地域各方面の代表からなる国語委員会を設立する。委員会は、フィリピンその他の言語の改良、普及、および保持のための研究を行い、同時に調整推進をはかるものとする。

科学技術

第一〇節〔科学技術の振興〕 科学技術は国家の進歩発展の核心をなすものである。国は研究開発、発明工夫、および実用を重点施策とし、科学技術教育、訓練、利用に関して

も同様とする。その目的とするところは、独創的かつ妥当性を有し、みずから発展を遂げうる科学技術能力を高め、国家の生産組織と国民生活に生かすことにある。

第一一節〔人材開発〕 国会は、基礎および応用科学研究計画において、減税等の優遇措置により、民間の協力を推進するものとする。奨学金、補助金その他の優遇措置が、能力ある自然科学の学生、研究者、学者、発明家、技術者、および特に才能ある市民に適用される。

第一二節〔国の活動〕 国は国益の観点から、あらゆる方面の技術の移譲を規制し、実用化を推進する。また、科学技術の生成利用には、民間団体、地方政府、および地域組織が広く参加することを呼びかける。

第一三節〔知的財産の保護〕 国は、法律の定める期間、人民の福祉に役立つ場合はもちろん、一般的に科学者、発明家、芸術家、その他才能ある市民の知的営為の財産的価値および作品に対する排他的権利を保護し保全する。

芸術文化

第一四節〔一般目標〕 自由な芸術的表現のために、多様性の結合を原理として、国はフィリピン文化の保全、振興、および活力ある発展を目指す。

第五節〔国の施策〕 文化は国の支援を受ける。国はまた、

国民の歴史的・文化的遺産および資源のほか芸術的作品の保存、助成、普及をはかるものとする。

第六節〔文化財保護〕 全国の歴史的遺産は、国の文化財である。国はこれを保護し、処分に制限を加える。

第七節〔国有文化圏〕 国は国有文化を有する地域団体にたいし、自己の文化・伝統・制度を維持発展させることを承認し、かつ尊重し保護する。国の政策および計画の作成にあたっては、右の諸権利が考慮されねばならない。

第八節〔文化へのアクセスと研究援助〕 (一) 国は、教育組織、公私の文化団体、奨学金、給付その他の優遇措置、地域文化センターその他の公の施設により、文化に接し得られる機会の平等を保障しなければならない。

(二) 国は芸術文化の研究奨学を奨励し援助する。

体育競技

第十九節〔体育振興の目的と参加〕 (一) 国は体育を振興し、

スポーツ行事、試合、同好者の競技、国際試合のための練習を奨励する。このことによつて、自己錬成、協力協調、健全な市民性の展開が助長されなくてはならない。

(二) 一切の教育施設は、定期的に体育活動を行い、全国規模

で、体育クラブその他の協力を得るものとする。

(中)

〈総綱〉

第十九条 国家は、社会主義の教育事業を振興して、全国国民の科学・文化水準を高める。

国家は、各種の学校を開設して、初等義務教育を普及させ、中等教育、職業教育および高等教育を発展させるとともに、就学前の教育を広げる。

国家は、各種の教育施設を拡充して、文盲を一掃し、労働者、農民および国家机关の職員その他の勤労者に対し、政治、文化、科学、技術および業務についての教育を行い、自学自習して有用な人間になることを奨励する。

国家は、集団経済組織および国の企業・事業体ならびにその他社会の諸組織が、法律の定めるところにより、各種の教育事業に取り組むことを奨励する。

国家は、全国に通用する共通語を普及させる。

第二〇条 国家は、自然科学および社会科学を発展させ、科学知識および技術知識を普及させ、科学研究の成果および技術の発明、創造を奨励する。

第二一条 国家は、医療衛生事業を振興して、現代的医薬と

わが国の伝統的医薬を發展させ、農村の集團經濟組織、國家の企業・事業体および町内組織による各種医療衛生施設の開設を奨励、支持し、大衆的衛生活動を繰りひろげて、人民の健康を保護する。

國家は、体育事業を振興して、大衆的体育活動を繰りひろげ、人民の地位を向上させる。

第二三条 國家は、社会主義に奉仕する各種専門分野の人材を育成して、知識分子の隊列を拡大し、条件を整備して、社会主義的現代化建設におけるかれらの役割を十分に發揮せしめる。

〈權利・義務〉

第四六条 中華人民共和國公民は、教育を受ける權利および義務を有する。

國家は、青年、少年および児童を育成して、かれらの品性、知力および体位の各面における全国的な發展をはかる。

第四七条 中華人民共和國公民は、科学研究、文学・芸術創作、およびその他の文化活動を行う自由を有する。國家は、教育、科学、技術、文学および芸術その他の文化事業に従事する公民の、人民に有益な創造的活動を奨励し、援助する。

〔觀察〕

日、韓、中憲法は、教育と學問にかんする權利について、比憲法と比較して簡潔に規定するが、比憲法一四條は、いちじるしく詳細・具体的に規定している。比においては、國民の權利、自由というより、國の教育・科学技術・文化の發展・保護政策の性格が強いようにみえる。

中が、教育が「品性、知力、体位」の「全面的發展」をはかることを明記しているのは、日において、知力偏重の教育実態と對比して興味深い。國をあげての教育事業振興策が詳しく規定されている。ただし「國家」の「社会主義的教育」が一貫。

h 人身の自由へ日三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九條

（韓）

第一二条

① すべて國民は、身体の自由を有する。何人も法律によらない限り、逮捕・拘束・押収・搜索または審問を受けないうえ、法律と適法手続きによらない限り、処罰・保安処分または強制勞役を受けない。

② すべて國民は、拷問を受けないうえ、刑事上、自己に不利な陳述を強要されない。

③ 逮捕・拘束・押収・搜索をする際は、適法手続きにより、検事の申請に基づいて法官が発付した令状を提示しなければならない。但し、現行犯人の場合と、長期三年以上の刑に該当する罪を犯し、逃避または証拠湮滅のおそれがある場合には、事後に令状を請求することもできる。

④ 何人も逮捕または拘束を受けた場合には、直ちに弁護人の助力を受ける権利を有する。但し、刑事被告人がみずから弁護人を定めることができない場合には、法律の定めるところにより国家が弁護人を選任する。

⑤ 何人も逮捕または拘束の理由と、弁護人の助力を受ける権利を有することを告知されない限り、逮捕または拘束を受けない。逮捕または拘束を受けた人の家族など、法律に定められた人には、その理由と日時・場所が遅滞することなく通知されなければならない。

⑥ 何人も逮捕または拘束を受けた場合には、適否の審査を法院に請求する権利を有する。

⑦ 被告人の自白が、拷問・暴行・脅迫・拘束の不当な長期化または欺罔その他の方法により、自由意思に基づいて陳述されたものでないと認められる場合、または正式裁判において被告人の自白が本人に不利な唯一の証拠となる場合には、これを有

罪の証拠にするとか、これを理由にして処罰することができない。

第一三条

① すべて国民は、行為当時の法律により犯罪を構成することのない行為のかどで訴追を受けることはないうえ、同一犯罪に対して重ねて処罰を受けない。

② すべて国民は、遡及立法により参政権の制限を受けるとか財産権を剝奪されない。

③ すべて国民は、自己の行為ではない親族の行為により、不利益な処遇を受けない。

第二七条

① すべて国民は、憲法と法律で定められた法官により、法律による裁判を受ける権利を有する。

② 軍人または軍務員以外の国民は、大韓民國の領域内では、重大な軍事上の機密・哨兵・哨所・有毒飲食物供給・捕虜・軍用物に関する罪の中で、法律で定められた場合および非常戒厳が宣布された場合を除いては、軍事法院の裁判を受けない。

③ すべて国民は、迅速な裁判を受ける権利を有する。刑事被告人は、相当な理由が無い限り、遅滞することなく公開裁判を受ける権利を有する。

④ 刑事被告人は、有罪の判決が確定される時まで、無罪と推定される。

⑤ 刑事被害者は、法律の定めるところにより、当該事件の裁判に際して、陳述することができる。

第二八条

刑事被疑者または刑事被告人として拘禁されていた人が、法律で定められた不起訴処分を受けるとか無罪判決を受けた場合には、法律の定めるところにより、国家に正当な補償を請求することができる。

(比)

第三条 権利の章典

第一節〔法定手続の保障・法の平等の保護〕 何人も、法の適正な手続によることなしには、生命・自由・財産を奪われない。また何人も、法の平等の保護を拒まれない。

第二節〔捜査逮捕押収に対する保障・令状主義〕 身体・住居・書類その他の動産につき、性質・目的の如何を問わず不法に捜査逮捕押収を受けることのない国民の権利は侵されない。また、告発者やその求めによる証人の宣誓や証言に基いて取調べたのち、裁判官によって個々に決定される正当な理由によるものでなければ、捜査令状も逮捕押収令状も発せられない。令状には、

捜査される場所、逮捕または押収される人や物が明記されていなくてはならない。

第一一節〔裁判・法的扶助を受ける権利〕 何人も貧困の故に裁判所および準司法機関に救済を求め、適切な法的扶助を得る権利を害されることはない。

第一二節〔黙秘権・国選弁護人〕 (一) 何人も犯罪の捜査を受けるに際しては、黙秘しうることを、自己のために有能かつ中正な弁護人を依頼しうることを知らされる権利を有する。弁護人を依頼する能力を欠くときは、国がこれを付する。これらの諸権利は、弁護人の同意なくして放棄させられることはない。

(二)〔拷問・監禁等の禁止〕 自由意思を損う拷問・強制・暴行・脅迫・威嚇その他いかなる手段も用いられはならない。監禁のための隠し牢、独房、隔離房等は禁じられる。

(三)〔意に反する陳述の証拠力〕 本節もしくは第一七節に違反して得られた自由は、証拠として採用されない。

四〔制裁と補償〕 本節の違反に対する刑事的民事的制裁および拷問等の被害者や家族に対する補償と復権については、法律で定めるものとする。

第一三節〔保釈の権利〕 終身刑に相当する有罪の推定が強い場合を除き、何人も、有罪とされる前に、法律の定めるところ

による充分な保証もしくは保釈金により釈放される。保釈の権利は、人身保護令状請求の権利が停止されているあいだも損われない。保釈金は過剰にわたってはならない。

第四節（迅問における適正手続）（一）何人も法の適正な手続によらないで刑事犯罪につき迅問されることはない。

（二）（刑事被告人の権利） 刑事的訴追を受けた者は、有罪が証明されるまでは無罪を推定され、自己もしくは弁護人を通じて意見を述べ、問罪の性質原因について知らされ、迅速公平かつ公開の裁判を受け、みずから証人に会い、強制的手続によつて自己のために証人を求め証拠を提出する諸権利を有する。罪状認否の手続が取られたのちは、被告人が正当に告知されその不出頭により理由がないとき、欠席のまま裁判を続行させることができる。

第五節（人身保護令状） 人身保護令状を請求する権利は、侵略や反乱のような公共の安全にとって必要とされるとき以外、停止されるはならない。

第六節（迅速な裁判を受ける権利） 何人も、司法機関、準司法機関、行政機関による事件の迅速な処理を受ける権利を有する。

第十七節（証言の自由） 何人も自己の意思に反して証人とな

れることはない。

第十八節（政治的信条の自由）（一）何人も自己の政治的信条や政治的希求によつてのみ拘禁されることはない。

（二）（意に反する苦役の禁止） 正当に有罪とされたときの犯罪処罰の場合のほかは、いかなる意に反する苦役も禁じられる。

第十九節（不当、残虐な刑罰の禁止）（一）不当に多額の罰金を課することは禁じられる。残虐、野蛮、非人道的な刑罰を課してはならない。国会の定める凶悪犯罪によるやむをえない場合のほか、死刑は課せられない。すでに宣告された死刑は終身刑に減ぜられる。

（二）（在監者への配慮） 受刑者、被拘禁者にたいする肉体的精神的苦痛を目的とした刑罰の行使、および非人道的条件のもとでの劣悪な刑罰施設は法によつて処断される。

第二〇節（債務監獄の禁止） 何人も債務もしくは人頭税滞納のために投獄されることはない。

第二一節（二重処罰の禁止） 何人も同一の犯罪について、重ねて刑罰を課せられることはない。法令によつて処罰された行為については、法令に基く有罪無罪の決定がその後の訴追を妨げる。

第二二節（遡及処罰の禁止） 事後法または権利剝奪法は制定

料 してはならない。

(中)

資 第三七条 中華人民共和国公民の人身の自由は、侵されない。

いかなる公民も、人民検察院の承認もしくは決定、または人民法院の決定のいずれかを經て、公安機關が執行するのでなければ、逮捕されない。

不法拘禁その他の方法による公民の人身の自由に対する不法な剝奪または制限は、これを禁止し、公民の身体に対する不法な搜索は、これを禁止する。

第二八条 国家は、社会秩序を維持し、国家に対する反逆その他の反革命活動を鎮圧し、社会治安に対する侵害、社会主義經濟の破壊その他の犯罪活動に制裁を加え、犯罪者を処罰し、改造する。

〔觀察〕

日、韓、比憲法では、適正手續の規定があり、とりわけ比憲法の規定が詳細・具体的である。これに比べて、中国の人身の自由の規定は、一般的・抽象的であり、簡潔にとどまる。

i 財産権 (日二九・二二条)

(韓)

第二三条

① すべての国民の財産権は保障される。その内容と限界は、法律でこれを定める。

② 財産権の行使は、公共福利に適合するようになければならない。

③ 公共の必要に基づく財産権の収用・使用または制限およびこれらに対する補償は、法律の定めるところにより行うとともに、正当な補償をしなければならない。

第九章 經濟

第一一九条

① 大韓民國の經濟秩序は、個人と企業の經濟上の自由と創意を尊重することを基本とする。

② 国家は、均衡ある国民經濟の成長および安定と、適正な所得の分配を維持し、市場の支配と經濟力の乱用を防止するとともに、經濟主体間の調和を通じた經濟の民主化のため、經濟に関する規制と調整を行うことができる。

第二二〇条

① 鉱物、その他重要な地下資源・水産資源・水力と經濟上利用し得る自然力は、法律の定めるところにより、一定の時間、その採取・開発または利用を特許することができる。

② 国土と資源は国家の保護を受け、国家は、その均衡ある

開発と利用のため必要な計画を樹立する。

第二二一条

- ① 国家は、農地に関して、耕者有田の原則が達成され得るよう努力しなければならないうえ、農地の小作制度は禁止される。

- ② 農業生産性の提高と農地の合理的な利用のため、または不可避の事情により発生する農地の賃貸借と委託経営は、法律の定めるところにより、これを認める。

第二二二条

国家は、国民すべての生産および生活の基盤となる国土の效率的かつ均衡ある利用・開発と保全のため、法律の定めるところにより、これに関する必要な制限と義務を課することができる。

第二二三条

- ① 国家は、農業および漁業を保護・育成するため、農漁村総合開発とその支援など、必要な計画を樹立・施行しなければならない。

- ② 国家は、地域間の均衡ある発展のため、地域経済を育成する義務を負う。

- ③ 国家は、中小企業を保護・育成しなければならない。

- ④ 国家は、農水産物の需給均衡と流通構造の改善に努め、価格安定を図ることにより、農・漁民の利益を保護する。

- ⑤ 国家は、農・漁民と中小企業の自助組織を育成しなければならないうえ、その自律的活動と発展を保障する。

第二二四条

国家は、健全な消費行為を啓導し、生産品の品質向上を促求するための消費者保護運動を、法律の定めるところにより保障する。

第二二五条

国家は、対外貿易を育成し、これを規制・調整することができる。

第二二六条

国防上、または国民経済上、緊切な必要より法律で定める場合を除いては、私営企業を国有または公有に移転するとか、その経営を統制または管理することはできない。

第二二七条

- ① 国家は、科学技術の革新と情報および人力の開発を通じて、国民経済の発展に努めなければならない。

- ② 国家は、国家標準制度を確立する。

- ③ 大統領は、第一項の目的を達成するため必要な諮問機構

を設置することができる。

(比)

第二条 国策

〔国家経済の基本原理〕

第一九節 国は自主独立の経済を發展させ、フィリピンによる運営をはからなくてはならない。

〔自由主義経済の基本線〕

第二〇節 私的自治は社会に不可欠であり、私企業活動は奨励される。また重要な投資が可能ならしめられるよう措置が講じられる。

〔農地改革〕

第二一節 総合的な地方開発と農地改革が、国策として進められる。

第三条

〔正当な補償〕

第九節 私有財産は、正当な補償なしに公共のために用いられることはない。

〔モラトリアムの禁止〕

第一〇節 契約上の義務を害する法律を通過させてはならない。

第十二条 国家経済と国有財産

第一節〔国家経済の基本目標〕 国家経済の基本目標は、機

会と収入と富のより公平な配分、国民の福利のために国家全体によって生産供与される財貨と役務の着実な増加、全国民ことに恵まれない者の生活の質の向上のための生産性拡大の三点にわたる。

国は産業振興をはかり、農業の振興と農地改革に立脚した完全雇用を推進する。このための産業は、人的物的資源の完全有効利用に資すると同時に、国内的国際的競争力を備えるものでなければならない。ただし、国は国際競争および不当な取引慣行からフィリピン企業を保護する責任を有する。

この目標達成のため、経済の全領域および国の全地域は、開発に関しては最善の機会が与えられる。会社、組合等の私的企業体は、その経営基盤の強化を援助される。

第二節〔国有財産としての天然資源保護〕 公有の領土に属

するすべての陸地、海洋河川、金属、石炭、石油その他の鉱油、エネルギー、海産物、森林、野生生物、動植物その他の天然資源は国有とする。農地を除き、他の一切の天然資源は譲渡を禁じられる。天然資源の開発、改良、ならび

に利用については国が管理し監督する。国は直接開発等を行うほか、フィリピン国籍に企業家もしくは資本の六〇パーセント以上がフィリピン人によって保有されている法人ないし団体との、共同生産、合併企業、利益分与協定に依ることが出来る。協定は二五年を越えて設定することは許されず、更新によつても二五年を越えることはできない。また、法律の定める条件に服さなければならぬ。灌漑、給水、漁業、工業用等の水利権は、水力開発を除き、有益利用をもつて許可条件とする。

国は国民の海産資源を多島海、領海、専管経済区において保護し、フィリピン国民にのみ利用と受益を認める。

国会は法律により、フィリピン国民による天然資源の小規模利用及び共同定置漁業を認める。ただし、河川、入江、潟における自営漁業者および漁業労働者に優先権が与えられる。

大統領は、国家の経済発展と一般福祉に具体的に寄与すると認められるとき、法律に定められた条件にしたがつて、金属、石油その他の鉱油の大規模開発、改良、および利用のため、技術的もしくは経済的援助等の協定を、外国企業と締結することができる。国はこの協定により、地方の科

学技術水準の向上と利用につとめなくてはならない。

大統領は国会に対し、この規定にしたがつて締結されたすべての契約につき、発効の日から三〇日以内に通知しなければならぬ。

第三節（国土にかかる制約） 国土は、農地、林野、鉱区、および国立公園とする。公有の農地は、法律により、用途にしたがつて分類される。分譲可能な国土は、農地に限られる。私人、私的団体は、分譲可能な国土の保有を禁じられる。ただし、一千ヘクタールを越えず、二五年を越えない貸与で更新によつても二五年を限度とする場合はこの限りでない。フィリピン国民は、五百ヘクタールを越えない貸与を認められ、一二ヘクタール以下の土地を、売買、自作農創設、もしくは譲渡によつて取得することができる。

国会は法律により、環境・生態保全、開発の影響を考慮し、農地改革の諸条件に従つて、取得、開発、保管、貸与の対象となる国土の規模および規制について定めるものとする。

第四節（林野・国立公園の保全） 国会は早急に、法律によつて林野および国立公園の範囲を、境界を明確にして定めなければならない。その後は、林野および国立公園は、法律

によるほかは増減することなく、保全がはかられる。国会は、その定める期間、危険な森林、流域での木材伐採搬出を禁ずる諸規制を定める。

第五節〔父祖の土地に対する権利〕 国は、この憲法および開発の国策ないしは計画にしたがい、固有の分化共同体に、その経済的社会的文化的恵福を享することを目的とする、父祖の土地に対する権利を保障する。

国会は、父祖伝来の土地に対する所有権およびその範囲を定めるにつき、財産権もしくは親族関係の慣習法適用に關して定めを置かなくてはならない。

第六節〔経済活動の公益性〕 財産の利用は社会に貢献するものでなくてはならない。またすべての経済機構は、全体の利益に資するものであることを要する。個人もしくは、法人、共同組合その他の団体を含む私的集団は、企業を所有し、創設し、運営する権利を有する。ただし、配分的平等を実現し、公益目的のために調整を行う国の方針にしたがわなくてはならない。

第七節〔私有地取引の制限〕 相続の場合を除いて、私有地は、国土を取得し保持する資格のある個人、法人、協会による場合にのみ、譲渡移転が認められる。

第八節〔元フィリピン人への特例〕 本条の第七節にもかかわらず、出生によるフィリピン人でフィリピン国籍を失った者は、法律の定める制限のもとに私有地を取得することができる。

第九節〔経済企画庁〕 国会は、大統領が主宰する独立機関としての経済企画庁を設置する。この機関は、他の官庁、各種民間団体、および地方団体に諮問したのち、国の開発政策および計画につき勧告し、また政策ないし計画の統合性整合性をはかるものとする。

国会が別段の定めをするまで、国会経済開発庁は、独立の企画機関として権限を行使する。

第一〇節〔フィリピン国民の投資優先〕 国会は、経済企画庁の勧告に基き、国益上必要と認められるときは、フィリピン国民、もしくは六〇パーセント以上ないし国会の定めるところにより下限がさらに高い率で資本がフィリピン国民に保有されている、法人もしくは協会に対し、投資枠を確保しなければならない。また国会は、フィリピン人により全ての資本が保有される企業の創設運営を促進する方を講じなければならない。

国家経済および国有財産に関し、権利を認め、特許を行

い、許認可を下す際には、国はフィリピン国民を優先させなくてはならない。

国は、その権限の範囲内で、国会の重点目標にしたがい、外国人の投資を規制し管理しなければならない。

第一一節〔公の施設におけるフィリピン人国民の優先〕 公の施設の利用についての特許、免許その他一切の権利付与は、フィリピン国民もしくは、六〇パーセント以上の資本がフィリピン国民に保有されておりフィリピン国法に基いて設立された法人もしくは協会にのみ認められる。またこのような特許、免許等は、独占を許すものであつてはならず、五〇年以上の期間にわたつてはならない。公共の利益のために必要とされるときは、国会が修正、変更、廃止を行うことを条件としてのみ、特許等が行われる。国は、公の施設的一般人民による公平な利用を計るものとする。公企業における外国人投資家の関与は、資本の比率に見合うよう制限される。またこのような法人もしくは協会の管理職はすべて、フィリピン国民であればならない。

第一二節〔国内労働力・国産品の優先〕 国は、フィリピンの労働力、国産品、地方特産物の使用を奨励し、健全な自由競争を計るものとする。

第三三節〔貿易振興〕 国は、全体の福祉に資する貿易振興策を推進し、平等と互恵に立脚したあらゆる取引協定を締結する。

第一四節〔人材の確保〕 フィリピンの科学者、企業家、各分野の専門家、管理者、高度技術者、熟練工、および美術家工芸職人等の国家的人材の確保を、国はあらゆる方面で奨励し助長させる。

法律に定められた場合を除くほか、フィリピンにおける専門職はフィリピン国民にのみ認められる。

第一五節〔協同組合への助成〕 国会は、社会的正義と経済発展のための協同組合の生成発展を援助する機関を設置する。

第一六節〔国による法人の設立〕 国会は一般法によらないかぎり、私法人の設立、組織、もしくは規制を行えない。政府有または政府管理の法人は、公共の利益のため、また経済的実効性を有する場合にのみ、特別許可書によつて設立される。

第一七節〔緊急事態における私有公共施設〕 国家緊急時においては、公共の利益からする必要があるとき、緊急事態が継続するあいだ、国は所定の条件のもとに公共の利益に

かわる私有の公共施設もしくは業務を一時的に自己の支配下に置き、または指揮監督することができる。

第二八節（重要産業への国家関与） 国家的福祉もしくは防衛を目的として、国は重要産業体を設置運営し、正当な補償のもとに、政府管理のため施設その他の私企業体を公有とすることできる。

第一九節（独占および不当競争の禁止） 国は公共の利益のため必要であれば、独占を規制し禁止することができる。取引を阻害するための連合および不公正な競争は禁じられる。

第二〇節（中央銀行） 国会は独立の中央金融機関を設立する。その理事会役員は、出生によるフィリピン国民でなければならぬ。また廉正な人格、愛国心を有すると同時に、理事の過半数は民間人であることを要する。その資格および欠格については法律で定める。中央金融機関は、通貨、金融、および信用について政策の方向を定める。また銀行の業務を監督し、各種金融機関に対し法律に規定された規制権限を行使する。

国民が特別の定めをするまで、フィリピン中央銀行が現行法律のもとで中央金融機関として業務を行う。

第二一節（外国からの借入れの公開） 外国からの借入れは、法律にしたがい、中央金融機関の規制にしたがって行われる。政府の外国からの借入れもしくは借入れの保証は、情報として公開されなければならない。

第二二節（脱法行為の処罰） 本条各規定に対する脱法行為は、国益にとって有害とされ、法律の規定するところにより、刑事上民事上の罰が加えられる。

（中）

〈第一章 総綱〉

第六条 中華人民共和国の社会主義経済制度の基礎は、生産手段の社会的所有制、すなわち全人民的所有制および勤労大衆による集団的所有制である。

社会主義的公有制においては、人が人を搾取する制度は廃絶され、それぞれ能力に応じて働き、労働に応じて分配を受けるという原則が実行される。

第七条 国営経済は、社会主義的全人民的所有制の経済であり、国民経済の中の主導的な力である。国家は国営経済の強化および発展を保障する。

第八条 農村人民公社、農業生産協同組合、およびその他生産、購買・販売、信用、消費など各種形態の協同組合経済

は、社会主義の勤労大衆による集団的所有制の経済である。農村の集団経済組織に参加する勤労者は、法律の定める範囲内で、自留地、自留山および家庭副業を営み、または自留家畜を飼育する権利を有する。

都市や鎮の手工業、工業、建築業、運輸業、商業およびサービス業など、各業種における各種形態の協同組合経済は、いずれも社会主義の勤労大衆による集団的所有制の経済である。

国家は、都市と農村の集団的経済組織の合法的な権利および利益を保護し、集団経済の発展を奨励、指導および援助する。

第九条 鉱物資源、水域、森林、山地、草原、未墾地および砂州その他の自然資源は、すべて国家的所有、すなわち全人民的所有に属する。ただし、法律により集団的所有に属すると定められた森林、山地、草原、未墾地および砂州は、この限りではない。

国家は、自然資源の合理的利用を保障し、貴重な動物および植物を保護する。いかなる組織または個人であれ、自然資源を不法占有または破壊することは、その手段を問わず、これを禁止する。

第一〇条 都市の土地は、国家的所有に属する。

農村および都市郊外地区の土地は、法律により国家的所有に属すると定められたものを除いて、集団的所有に属する。宅地、自留地および自留山も、集団的所有に属する。

国家は、公共の利益のために、法律の定めるところにより、土地を収用することができる。

いかなる組織または個人であれ、土地を不法占有し、売買し、もしくは賃貸し、またはその他の形式でこれを不法に譲渡してはならない。

すべて土地を使用する組織または個人は、土地を合理的に利用しなければならない。

第一条 法律の定める範囲内の都市・農村勤労者の個人経営経済は、社会主義的公有制の経済を補充するものである。国家は、個人経営経済の合法的な権利および利益を保護する。

国家は、行政管理を通じて、個人経営経済を指導、援助および監督する。

第二条 社会主義の公共財産は、神聖不可侵である。

国家は、社会主義の公共財産を保護する。いかなる組織または個人であれ、国家および集団の財産を侵害または破

壊することは、その手段を問わず、これを禁止する。

第十三条 国家は、公民の合法的な所得、貯蓄、家屋およびその他合法的な財産の所有権を保護する。

国家は、法律の定めるところにより、公民の私有財産の相続権を保護する。

第十四条 国家は、勤労者の積極性と技術水準の向上、先進的な科学技術の普及、経済管理体制と企業経営管理制度の改善、および各種形態の社会主義的責任制の実施、ならびに労働組織の改善を通じて、絶えず労働生産性および経済的效果を高め、社会的生産力を発展させる。

国家は節行を励行し、浪費に反対する。

国家は、蓄積と消費を合理的に調整し、国家、集団および個人の利益をあわせて考慮し、生産の発展を基礎として、人民の物質生活および文化生活を一步一步改善する。

第十五条 国家は、社会主義的公有制を基礎として、計画経済を実施する。国家は、経済計画の総合的均衡と市場調節の補助的作用を通じて、国民経済のつり合いのとれた調和的發展を保証する。

いかなる組織または個人であれ、社会の経済秩序を攪乱し、国家の経済計画を破壊することは、これを禁止する。

第十六条 国营企業は、国家の統一的指導への服従および国家計画の全面的達成を前提として、法律の定める範囲内で、経営管理の自主権を有する。

国营企業においては、法律の定めるところにより、従業員代表大会その他の形態を通じて、民主的管理を実施する。

第十七条 集団経済組織は、国家計画にもとづく指導を受け入れ、関係法律を遵守することを前提として、独自に経済活動を行う自主権を有する。

集団経済組織においては、法律の定めるところにより、民主的管理を実施し、そのすべての勤労者により管理要員の選挙および罷免、ならびに経営管理に関する重要問題の決定を行う。

〔観案〕

財産権（個人の）保障において、日憲法と、社会主義経済中国憲法の違いは、基本的であるのみならず、韓が比較的近い権利規定をもつけれども、詳細な国の経済規定をもち、また、比においては、自由主義経済でありながら、国家経済と国家財産の規定が圧倒的であることにおいて、大きな相違がある。中進ないし発展途上国の経済的追い上げないし発展の国策が憲法上も顕著といえようか。

j 居住移転・旅行・住居不可侵（日二二・三五）

（韓）

第十四条

すべて国民は居住・移転の自由を有する。

第一六条

すべて国民は、住居の自由を侵害されない。住居に対する押収・搜索をする場合には、検事の申請により法官が発付した令状を提示しなければならない。

（比）

第三条

第六節（居住・移転・旅行の自由） 法律の定める範囲内で

の居住・移転の自由は、裁判所の適法な命令によるほかは、侵されない。法律の規定により、国家の安全・人民の保護・衛生上の必要の場合のほかは、旅行の権利は侵されない。

第二節 前掲参照

（中）

第三九条 中華人民共和国公民の住居は、侵されない。公民

の住居に対する不法な捜査または侵入は、これを禁止する。

k 職業選択・公務員の関する権利と規定（日二二・一五条）

請願・賠償請求権（日一六・一七条）

（韓）

第十五条

すべて国民は、職業選択の自由を有する。

第二五条

すべて国民は、法律の定めるところにより、公務担任権を有する。

第二六条

① すべて国民は、法律の定めるところにより、国家機関に対して文書で請願する権利を有する。

② 国家はこの請願に対して、審査する義務を負う。

（第一章 総綱）

第七条

① 公務員は、全国民に対する奉仕者であり、国民に対して責任を負う。

② 公務員の身分と政治的中立性は、法律の定めるところにより保障される。

第二九条

① 公務員の職務上の不法行為により、損害を受けた国民は、法律の定めるところにより、国家または公共団体に、正当な賠償を請求することができる。この場合、公務員自身の責任は、

免除されない。

② 軍人・軍務員・警察公務員その他法律で定められた人が、戦闘・訓練など職務執行と関連して受けた損害に対しては、法律で定められ報償の外に、国家または公共団体に対して、公務員の職務上の不法行為による賠償は請求することができない。

第三〇条

他人の犯罪行為により、生命・身体に対する被害を受けた国民は、法律の定めるところにより、国家から救助を受けることができる。

(比)

〈第二条 諸原理〉

第四節 国家政府の主要任務は、国民の福利の増進と安全の確保にある。国民には国防の責任があり、すべてのフィリピン人は、法の定める基準にしたがい、それぞれ文武の公務に服することとを求められる。

〈第二条 国策〉

第二六節 (公務の公正) 公務の処理は公正に行われなくてはならない。法律の定めるところにより政治的大閥族は禁止される。

第二七節 (汚職腐敗の禁止)

国は公務の廉直を期し、汚職腐

敗に対しては断固たる処置を取る。

第三条四節 後段参照。

第一条第一八節 公務員はつねに国家と憲法を尊重擁護しなければならない。職員雇員であつて在任中、国籍を変更しようとする者、外国から移民の資格を得ようとする者については、法律の定めるところにしたがつて処理される。

(中)

第四条 中華人民共和国公民は、いかなる国家機関またはその職員に対しても、批判および提案を行う権利を有し、いかなる国家機関またはその職員による違法行為および職務怠慢に対しても、関係の国家機関に訴願、告訴または告発する権利を有する。ただし、事実を捏造または歪曲して誣告陷害をしてはならない。

公民の訴願、告訴または告発に対しては、関係の国家機関は事実を調査し、責任をもつて処理しなければならない。何人も、それを抑えついたり、報復を加えたりしてはならない。

国家機関またはその職員によって公民の権利を侵害され、そのために損失を受けた者は、法律の定めるところにより、賠償を受ける権利を有する。

第二七条 すべての国家機関は、精鋭・簡素化の原則を実行し、

職務責任制を実施し、職員の研修および考課制度を実施して、絶えず職務の質および能率を高め、官僚主義に反対する。

すべての国家機関とその職員は、人民の支持に依拠して、常に人民との密接なつながりを保ち、人民の意見および提案に耳を傾け、人民の監督を受け入れ、人民への奉仕に努めなければならない。

Ⅰ 選挙権（日一五・四四条）

（韓）

第二四条

すべて国民は、法律の定めるところにより、選挙権を有する。

（比）

第五条 選挙権

第一節「選挙権者の資格」 法律によって欠格とされず、年齢一八歳以上で、一年以上フィリピンに居住し、選挙の少くとも六カ月前に投票することを申請した選挙区に居住するフィリピン国籍を有する者は、選挙権を有する。読み書きの能力、財産資格その他の要件は、選挙権の行使においては必要とされない。

第二節「投票の秘密・不在者投票・身体障害者等の配慮」

投票の秘密と不可侵、資格を有する在外フィリピン人の不在投票制度については国会がこれを定める。

また国会は、身体障害者、読み書きの能力を持たない者が、他者の援助なしに投票できるよう手続を定める。それまでのあいだは、現存の法律および投票の秘密を保護するために選挙管理委員会が発する規則にしたがって投票が行われる。

（中）

第三四条 中華人民共和国の年齢満一八歳に達した公民は、

民族、種族、性別、職業、出身家庭、宗教信仰、教育程度、財産状態および居住期間の別なく、すべて選挙権および被選挙権を有する。ただし、法律によって選挙権および被選挙権を剝奪された者は除く。

m

勤労権（日二七、二八条）

（韓）

第三二条

① すべて国民は、勤労の権利を有する。国家は社会的・経済的方法を通じて、勤労者の雇用の増進と適正賃金の保障に努めるとともに、法律の定めるところにより、最低賃金制を施行しなければならない。

② すべて国民は、勤労の義務を負う。国家は、勤労の義務の内容と条件を、民主主義原則に基づいて、法律でこれを定める。

③ 勤労条件の基準は、人間の尊厳性を保障するよう、法律でこれを定める。

④ 女性の勤労は、特別の保護を受けるとともに、雇用・賃金および勤労条件において、不当な差別を受けない。

⑤ 年少者の勤労は、特別な保護を受ける。

⑥ 国家有功者・傷痍軍警および戦没軍警の遺家族は、法律の定めるところにより、優先的に勤労の機会を与えられる。

第三条

① 勤労者は、勤労条件の向上のため、自主的な団結権・団体交渉権・団体交渉権および団体行動権を有する。

② 公務員身分の勤労者は、法律で定められた人に限り、団結権・団体交渉権および団体行動権を有する。

③ 法律で定める主要防衛産業体に従事する勤労者の団体行動権は、法律の定めるところにより、これを制限するとか認めないことができる。

(比)

二二条 国策

第一八節（労働政策） 労働が社会的経済的活力の基本であることは自明であり、労働者の諸権利が保障されると同時に、その福利が増進させられなくてはならない。

第一条 社会的正義と人権

第一節（国会と国の責務） 国会は、すべての国民が人間として尊重される権利を擁護・強化し、社会的、経済的、政治的不平等を追放し、共通の利益のために財貨と政治権力とを公平に分配することによって文化の相違による不平等を除去することに全力をあげて従事する。

この目的のために、国は財産およびそこから生じる利潤の取得、所有、使用、および処分につき規制する。

第二節（経済面での機会提供） 社会的正義は、自主自立を原理としながらもなお、経済的機会の提供につとめることによつて増進されるべきものである。

労働

第三節（労働保護） 国は、労働に対しては十分な保護を与え、地方、海外、組織、未組織を問わない。またすべての人に対する完全雇用と平等の機会を実現することにつとめる。

また国は、法律の定めるところによる罷業権のほか、団

結権、団体交渉権、平和的手段による団体行動権を、すべての労働者に保障する。労働者は身分の保障、人道的な勤務条件、および生活に必要な賃金を得る権利を有する。労働者はまた、法律の定めるところにしたがい、自己の権利利益にかかわる方針の設定や意思決定に参加することができる。

また国は、労働者と使用者のあいだの責任分担を基本原則とし、紛争解決においては調停等の任意手段によるべきことを勧め、労使の協調を目指すものとする。

また国は労使の関係を調整し、利潤にたいする労働者の正当な権利、および投資の正当な報酬と成長発展にたいする企業の権利を保障する。

農地改革と資源改革

第四節（農地改革の基本方針）

国は農業者および農地労働者であつて農地を持たない者の権利を承認し、法律により、農地改革計画によつて、直接もしくは集団で自己の耕作する土地の所有、または他の農業労働者の場合は正当な利益の分与が行われるようにしなければならない。この目的のため、国はすべての農地を、国会が規定する順序と制約にしたがつて、適正に配分するようつとめなければならない。

この場合、環境問題、開発との関連、公平な実施に留意しなければならない。配分にあたつては正当な補償が必要とされる。農地保有の限度を設定するにあつては、国は小土地保有者の権利を尊重しなければならない。国はまた、共同土地所有を推進する施策を講じなければならない。

第五節（参加による計画の実施）

国は農業者、農地労働者、地主、および協同組合、その他農民の自治団体が、農地計画の策定、実行組織の設定、管理の方式のいずれにも参加することを認め、技術と研究を通じて農業を振興し、財政、生産、市場その他の面で援助を与えるものとする。

第六節（農地以外への適用）

国は、農地改革もしくはその管理の諸原理を、法律の定めるところにより可能と認められるかぎり、農地以外の天然資源の利用処分に適用しなくてはならない。これには、農業に適した国土で貸与もしくは使用許可が行われているものが含まれる。ただし、既存の諸権利、開拓民、小農の農場に関する権利、および父祖の地にたいする固有文化を有する集落地権利は尊重される。

国は、法律の定める手続により、農地を持たない農業者、農地労働者に国土としての農地を配分し、再定住させる。

第七節〔專業漁民の保護〕

国は、内海遠洋を問わず、地域の魚介海産資源の優先利用に関し、特に地方の專業漁民の権利を保護する。国はまた、そのような漁民にたいし、技術と研究、財政、生産、市場等への当を得た助成により、援助を行う。海産資源の保護、開発、維持は国の責務である。專業漁業者の遠洋漁場は外国の侵入から保護される。漁場労働者は、魚介海産資源の有効利用における自己の正当な労働報酬を受けることができる。

第八節〔土地所有者の計画参加〕

国は土地所有者に、農地改革計画の進展に向けて投資を行うよう施策を講じ、産業振興、雇用機会の増大、公営企業の民営化をはかるものとする。土地にたいする補償は、自己の選定する企業の特分とすることができる。

都市部土地改革および住宅問題

第九節〔計画の目的〕

国は法律により、公共の利益のために、民間との協力関を保ちながら、住居に恵まれない都市部および再定住圏の低所得者に対し、低廉な価格で文化的な住宅および必需設備を提供するため、都市部土地改革および住宅計画を推進する。同時に低所得者のための雇用機会が確保されるよう努力する。計画の遂行にあたって、国

は小資産所有者の権利を尊重しなければならない。

第一〇節〔再定住政策への制約〕

都市部郡部を問わず、低所得住民は立退きを強制されることなく、住居を取壊されることもない。ただし法律に定められ、正義と人道に基いて執行されるときはこの限りでない。

都市部郡部を問わず、住民の移転は、その意見を聞くことなく強制されず、移転が予定されている地域の意見も聴取されなくてはならない。

(中)

第四二条 中華人民共和国公民は、労働の権利および義務を有する。

国家は、各種の方途を通じて、就業の条件を作り出し、労働保護を強化し、労働条件を改善し、かつ、生産の発展を基礎として、労働報酬および福祉待遇を高めていく。

労働は、労働能力をもつすべての公民の光栄ある責務である。国営企業ならびに都市と農村の集団経済組織の勤労者は、国家の主人公としての態度をもって自己の労働に取り組みべきである。国家は、社会主義的労働競争を提唱し、労働模範および先進的活動家を報奨する。国家は、公民が義務労働に従事することを提唱する。

国家は、就業前の公民に対して必要な職業訓練を行う。
なお、総綱第一四条参照。

第四三条 中華人民共和国の勤労者は、休息の権利を有する。

国家は、勤労者の休息および休養のための施設を拡充し、職員・労働者の就業時間および休暇制度を定める。

第四四条 国家は、法律の定めるところにより、企業・事業体の従業員および国家機関の職員について定年制を実施する。定年退職者の生活は、国家および社会によつて保障される。

n
生存・社会保障権（日、二五条）

（韓）

第三四条

① すべての国民は、人間としてふさわしい生活を営む権利を有する。

② 国家は、社会保障・社会福祉の増進に努める義務を負う。

③ 国家は、女性の福祉と権益の向上に努めなければならない。

④ 国家は、老人と青少年の福祉向上を図る政策を実施する義務を負う。

⑤ 身体障害者および疾病・老齢その他の事由により、生活

能力を失った国民は、法律の定めるところにより、国家の保護を受ける。

⑥ 国家は、災害を予防し、その危険から国民を保護するため努力しなければならない。

（比）

〈第二条 国策〉

第一三節（青少年の重要性） 青少年は国家建設において重要な役割を果たすものであり、国はその身体的・道徳的・精神的・知能的かつ社会的充足につとめるものとする。青少年には愛国と国家独立が教えられ、公私の行事への参加が奨励される。

第一四節（婦人の地位）

婦人が国家建設において果たす役割は充分認識されなければならない。また、法の下における男女の基本的平等が保障される。

（中）

第四五条 中華人民共和国公民は、老齢、疾病または労働能力喪失の場合に、国家および社会から物質的援助を受ける権利を有する。国家は、公民がこれらの権利を享受するのに必要な社会保険、社会救済および医療衛生事業を発展させる。

国家および社会は、傷病軍人の生活を保障し、殉難者の遺族を救済し、軍人の家族を優待する。

国家および社会は、盲聾啞その他身体障害の公民の仕事、生活および教育について按配し、援助する。

○ 家族・婦人・母性・保健保護（日、二四・二五条）

（韓）

第三六条

① 婚姻と家族生活は、個人の尊厳と両性の平等を基いとして成立・維持されるべきものであり、国家は、これを保障する。

② 国家は、母性の保護のため努力しなければならない。

③ すべて国民は、保健に関して国家の保護を受ける。

（比）

〈第二条 国策〉

第二二節（家族生活の尊重）

国は家族生活の絆を神聖なものとして認め、家族を社会制度の基本的かつ自発的単位として保護強化する。妊娠出産における母胎と胎児には平等の保護が与えられる。青少年の育成および徳育に関する両親の自然的本来の権利義務は、国家政府により支持される。

第一五節（健康権） 国民の健康に対する権利は保護される。

また、国民のあいだに、健康に関する知識が普及されなくてはならない。

第一三条

健康

第一一節（低所得者等への施策）

国は健康増進に対して広汎かつ総合的な施策を講じなければならない。特に必需品のほか健康等に役立つ便益を、一般に利用可能な価格で、すべての人に提供しなければならない。低所得疾病者、老人、身体障害者、婦人、子供はとくに保護される。国は生活扶助受給者に対しては、無料医療につとめなければならない。

第二二節（国の実施手段）

国は、健康問題解決のため、実効の期待される食品薬品規制の制度を定め、健康管理のための人員確保と研究につとめなければならない。

第一三節（専門機関の設置）

国は身体障害者のために、機能回復訓練、自立自助、社会復帰を目的とした特別の機関を設置しなければならない。

婦人

第一四節（婦人労働の保護）

国は婦人労働にたいし、安全かつ健康な労働条件を保障し、母性保護を配慮する。また、

婦人の福祉を増進し、国家の発展のため婦人の能力が残りにくく展開されるよう施設を提供し機会を用意する。

人民組織の役割と権利

第一五節（人民組織のあり方） 国は人民が正当かつ共同の利益と希望を追求し保護することを目的とした不偏不党の組織をもって活動することを尊重する。ただし平和的合法的な手段により、民主主義に合致するものでなければならぬ。

人民組織は、一般国民による公正な団体であることを要し、公共の利益を増進し、責任者、会員、構成が明白ものでなければならぬ。

第一六節（参加の権利） 社会的政治的経済的意思決定のあらゆる段階に、人民およびその組織が有効かつ合理的な範囲で参加する権利は制限されない。国家は、法律によって、実効性ある参加の制度が活用されるようつとめるものとする。

第十五条 家族

第一節（家族と国家） 家族は国家の基礎である。国は家族の結合を強化し、発展策を講じる。

第二節（結婚） 結婚は、不可侵の社会制度であり、家族の基

礎をなすものとして国により保護される。

第三節（家族への権利保障） 国は以下の権利を保障する。

(一) 宗教的信条にしたがい、親としての責任をもって、家族を形成する夫婦の権利。

(二) 適切な保護と養育、および、一切の遺棄、虐待、残虐行為、搾取、その他発育を妨げる諸条件からの特別の保護等の援助にたいする子供の権利。

(三) 家族生活資金および収入にたいする家族の権利。

(四) 家族および家族の連合が、利害を有する政策および計画に参加する権利。

第四節（家族のなかの老人） 家族は老人を介護しなければならぬ。ただし国も社会保障計画によって適切な老人福祉を行う。

（中）

〈総綱〉

第二五条 国家は、計画出産を推進して、人口の増加を経済および社会の発展計画に適応させる。

〈権利、義務〉

第四八条 中華人民共和国の婦人は、政治、文化、社会、家庭およびその他の各生活分野で、男子と平等の権利を享受

する。

国家は、婦人の権利および利益を保護し、男女の同一労働同一報酬を实行し、婦人幹部を育成および登用する。

第四九条 婚姻、家庭、母親および児童は、国家の保護を受ける。

夫婦は、双方ともに計画出産を实行する義務を負う。

父母は、未成年の子女を扶養・教育する義務を負い、成年の子女は、父母を扶養・扶助する義務を負う。

婚姻の自由に対する侵害を禁止し、老人、婦人および児童に対する虐待を禁止する。

P

納税義務（日、三〇条）

（韓）

第三八条

すべて国民は、法律の定めるとこめにより、納税の義務を負う。

（比）

第六条 立法部

第二八節（課税の原則）

（一）課税は画一公平の原則の拠らなければならない。国会は累進課税制度を採用発展させる。

（中）

第五六条 中華人民共和国公民は、法律に従って納税する義務を負う。

q

人権委員会

（比）

第一条（人権委員会の設置）

第一七節（一）独立機関としての人権委員会が設置される。

（二）この委員会は、委員長と四人の委員で組織される。ただし、いずれも出生によるフィリピン国民であり、過半数は弁護士协会会员でなければならない。任期および他の資格については、法律で定める。

（三）この委員会が組織されるまで、既存の大統領直属の人権委員会が権限を行使する。

（四）承認を受けた委員会の歳出は自動的かつ所定のとおりに支出される。

第一八節（人権委員会の権利） 人権委員会は以下の権限を有する。

（一）職権または申立により、市民的政治的権利にたいする一切の侵犯を調査する。

（二）運営基準と手続規則を定め、裁判規則にしたがって、その違反につき委員会侮辱として召喚する。

(三) フィリピンにおけるすべての人および在外フィリピン人の人権保護に必要な法的手段を定め、人権を侵害されもしくは保護を必要とする低所得者層に、予防手段と法的扶助を与える。

(四) 監獄、拘留所に立入検査を行う。

(五) 人権の尊重に役立つ研究、教育、および啓蒙の計画を確立し継続させる。

(六) 人権拡大の実効性ある施策を国会に提言し、人権を侵犯された被害者もしくはその家族への補償を制度化する。

(七) フィリピン政府の、人権に関する条約上の義務が果たされているかどうかを監視する。

(八) 委員会が直接に、もしくはその指揮のもとで行う審理において、証言もしくは証拠物が事実の確定に必要ないし有用と認められるかぎり、証言者、証拠物提供者の起訴を免ずる。

(九) 権限行使において、他の部局の援助を要請する。

(十) 法律にしたがつて、職員雇員を任命する。

(十一) 法律に定められたその他の権限を行使する。

第一九節（国会による権限拡大） 国会は委員会の勧告に基づき、同委員会の権限に属する人権侵害の前述以外の場合に

つき、規定する。

〔觀察〕

フィリピン憲法に独自の、「人権委員会」（最高裁判所は全面的違憲法令審査権をもつ、第八条五節(二)(a)。また憲法委員会(第九条)が設置されている)は、将来の東アジア人権憲章に実効性をもたせる場合の機構について、きわめて注目すべき示唆を提供している。なお、わが国における人権擁護委員システムとその実績も、参考になる。筆者の国際比較法学会第九回大会の日本報告で紹介した。IX^e Congrès International de Droit Comparé, Rapports japonais, 1974 p. 40-43.

四 これからの課題

以上、韓・比・中国の、いずれも最近(一九八二・八七年)の憲法上の平和と人権に関する規定を、事項別に整理・類別・対照した。筆者にとつては、この程度の対比ですらはじめてのことであり、そこにかなり異同が明らかにされた。しかし、このような憲法条項の比較が、それだけにとどまるとすれば、皮相のそしりを免かれえない。アジアにおける人権保障については、むしろ憲法上の規定と遊離ないし背反する現実態があることが

その特色とすらといえようからである。⁽¹⁾

そこに、五十嵐教授の説かれる、比較法学が法社会学的に深められ実証的検討を経たうえで、⁽²⁾の機能的比較がなければならぬというテーゼが、⁽²⁾ここでも課題として妥当する。

しかし、だからといって、本資料の示すような平和とくに人權についての憲法規定が存在することに意義がないわけではない。それは、人間（個人個人）の尊厳とその基本的権利の尊重と保障という人類共通の法的確信と要請が不可抗的に、法意識と法制度の上で前進しつつある二〇世紀末において、東アジアにおいてもつとも近接した日・韓・比・中の四ヶ国の憲法が、本質的に類似ないし同質の人權を、夫々の異った、歴史的背景、政治理念（イデオロギー）、体制、発展段階ないし生産・生活水準および伝統・文化の現実、にそくし、対応しつつ、可能なかぎり保障・尊重の実を達成しようとして到達した、最高法規範、総綱ないし国策・指針としての具体的表現だからである。そして、各国とも、そこに立ち帰るべく、実現を義務づけられた規範形態を明記しているはずだからである。

それは、東アジア隣国民間の相互理解（如何なるアスピレーション、国家的努力、憲法的保障が規定されているか）の重要資料であり、相互に学び合い、改革・進歩・発展の素材と示唆

をうることができ、各国において、さらに東アジアの国際地域的レベルにおける、よりよい、人權保障ひいては平和を確保・拡充するため何をなすべきかを考察する第一のステップないし作業上の資料となりうると思われるからである。

そして、上述(2)で述べた東アジア地域人權憲章の作成をめざし、「恐怖と欠乏を免かれ平和のうちに生存する権利」の保障を基本として志向する比較憲法的研究は、⁽³⁾(三)(2)の概観を経て、改めて困難性を看取するとともに、絶望して断念すべきでもないと考えざるをえない。

拙稿・資料は、水平的に三国にかぎられ、垂直的な掘下げを今後の課題としながら、東アジア諸憲法についての研究関心がようやく高まり、相互交流と依存がますます拡大する歴史の進運のなかで、ほんの第一歩の試論ながら、一つの足がかりとして試みるに値すると考えた所以である。

(1) 例えば「マルコス体制下のフィリピンにおいてであるが」基本的な言論の自由とか表現の自由とか、そういうものが非常に欠けている。表向きフィリピンなどは立派な憲法がありながら、大統領命令とかたちで、いろいろななかたちでの治安法規、弾圧法規が出ていて、実質

的に人権が奪われているような状況であるということ
を、情報交換の中で感じた。」伊藤和夫弁護士発言、ほか、
喜田村洋一・竹岡八重子・江橋崇発言参照。「日本の内と
外を結ぶ視点」、法律時報一九八八年一月号二七―三五
頁。現比憲法でも第七条一八節には「大統領の非常事態
処理権限」が詳細に規定されている。

(2) 五十嵐清「比較法と法社会学の關係についての覚書」、『野
田良之先生古稀記念・東西法文化の比較と交流』(有斐閣、
一九八三年) 一―一九頁。

(3) 平和憲法下のわが国は、「平和生存権」を国際的に実定化
していく努力と、国際的人権保障のレベルより遅れてい
る国内法改革を急務とす。拙著『戦争放棄と平和的生存
権』二七三頁以下、とくに二八二―二八五頁。

Une comparaison sommaire des articles sur la paix et les
droits de l'homme dans les Constitutions de la Corée, des
Philippines et de la Chine
— une documentation pour préparer la rédaction de la
Charte des Droits de l'Homme dans les Régions
internationales de l'Asie de l'Est et de l'Océan Pacifique. —

Tadakazu FUKASE*

- I. Introduction
- II. Sur les méthodes de comparer les articles sur la paix et les droits de l'homme dans les Constitutions des pays des régions internationales de l'Asie de l'est et de l'Océan pacifique
 - (1) Sur les approches du droit comparé et du droit international
 - (2) Une méthode originale du droit constitutionnel comparé et la raison de choisir la Corée, les Philippines et la Chine
- III. La comparaison des articles sur la paix et les droits de l'homme, et les observations sommaires
 - (1) Sur la méthode comparative des Constitutions de la Corée, des Philippines et de la Chine
 - (2) Le tableau de la comparaison des articles sur la paix et les droits de l'homme dans les Constitutions de ces trois pays, et les observations sommaires et provisoires
- IV. Une perspective difficile, mais sans désespoir

*Professeur à la Faculté de Droit de l'Université de Hokkaido